

げんかい
**玄海地域の緊急時対応
(全体版)**

内閣府政策統括官(原子力防災担当)
玄海地域原子力防災協議会

目次

- 1 . はじめに P.3
- 2 . ^{げんかい}玄海地域の概要 P.4
- 3 . 緊急事態における対応体制 P.9
- 4 . PAZ内の施設敷地緊急事態における対応 P.20
- 5 . PAZ内の全面緊急事態における対応 P.34
- 6 . UPZ内における対応 P.49
- 7 . UPZ内の離島における対応 P.74
- 8 . 放射線防護資機材、物資、燃料備蓄・供給体制 P.99
- 9 . 緊急時「2ツグ」の実施体制 P.116
- 10 . 原子力災害時の医療の実施体制 P.127
- 11 . 国の実動組織の支援体制 P.140

1. はじめに

・この「^{げんかい}玄海地域の緊急時対応」は、内閣府が設置した^{げんかい}玄海地域原子力防災協議会において、九州電力(株)^{げんかい}玄海原子力発電所に起因する原子力災害に関し、原子力災害対策重点区域を含む佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町の地域防災計画や国の緊急時における対応をとりまとめたもの。

2 . ^{げんかい} 玄海地域の概要

- 玄海原子力発電所は、九州電力(株)が佐賀県東松浦郡玄海町に設置している原子力発電所である。
- 玄海原子力発電所は、昭和50年10月に1号機の営業運転を開始。昭和56年に2号機、平成6年に3号機、平成9年に4号機の営業運転を開始している。なお、1号機については、平成27年4月をもって廃止となった。

九州電力(株)玄海原子力発電所について

(1) 所在地 佐賀県東松浦郡玄海町

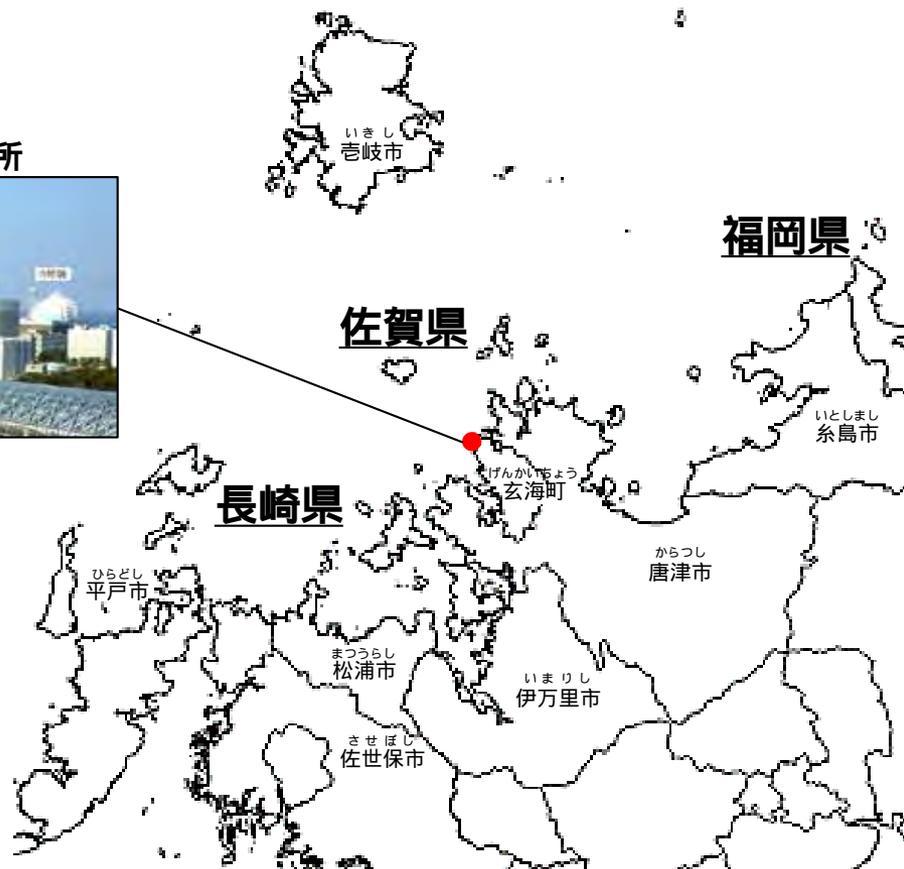
(2) 概要

- 1号機：55.9万 kW ・ PWR
- 2号機：55.9万 kW ・ PWR
- 3号機：118万 kW ・ PWR
- 4号機：118万 kW ・ PWR

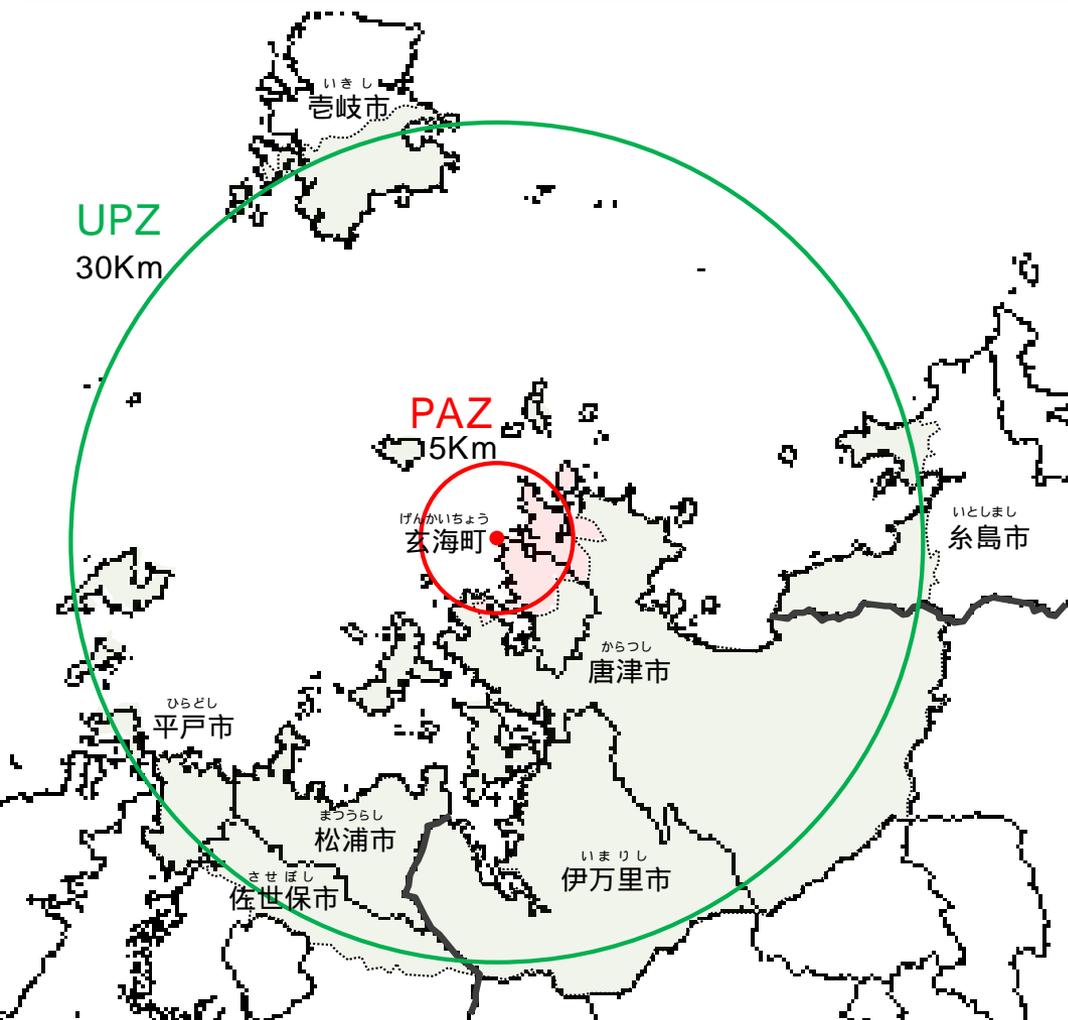


(3) 着工 / 運転開始 / 経過年数 (平成28年10月現在)

- 1号機：昭和46年 3月 / 昭和50年10月 / 40年
(平成27年4月をもって廃止)
- 2号機：昭和51年 6月 / 昭和56年 3月 / 35年
- 3号機：昭和60年 8月 / 平成 6年 3月 / 23年
- 4号機：昭和60年 8月 / 平成 9年 7月 / 20年



- 佐賀県、長崎県及び福岡県の地域防災計画では、原子力災害対策指針に示されている「原子力災害対策重点区域」として、発電所より概ね5kmを目安とするPAZ内、発電所より概ね5～30kmを目安とするUPZ内の対象地区名を明らかにしている。
- 玄海地域における原子力災害対策重点区域は、PAZ内は佐賀県玄海町及び唐津市、UPZ内は3県の7市1町にまたがる。



< 概ね5km圏内 >

PAZ (予防的防護措置を準備する区域) :

Precautionary Action Zone

急速に進展する事故を想定し、事故が発生したら直ちに避難等を実施する区域

1市1町 (玄海町、唐津市) 住民数 : 8,126人

< 概ね5～30km圏内 >

UPZ (緊急時防護措置を準備する区域) :

Urgent Protective Action Planning Zone

事故が拡大する可能性を踏まえ、避難や屋内退避等を準備する区域

7市1町 (佐賀県玄海町、唐津市、伊万里市、
長崎県松浦市、佐世保市、平戸市、
壱岐市、福岡県糸島市)
住民数 : 254,700人

佐賀県 : 平成28年4月30日現在、長崎県 : 平成28年3月31日・4月1日現在、
福岡県 : 平成28年4月1日現在

原子力災害対策重点区域周辺の人口分布

○ PAZ内人口は8,126人、UPZ内人口は254,700人、原子力災害対策重点区域内の人口は合計で262,826人。

関係市町名		PAZ内		UPZ内		合計	
		(概ね5km圏内)		(概ね5～30km圏内)			
佐賀県	げんかいちょう 玄海町	3,673人	1,251世帯	2,292人	692世帯	5,965人	1,943世帯
	からつし 唐津市	4,453人	1,625世帯	121,148人	48,638世帯	125,601人	50,263世帯
	いまりし 伊万里市			56,063人	22,911世帯	56,063人	22,911世帯
小計		8,126人	2,876世帯	179,503人	72,241世帯	187,629人	75,117世帯
長崎県	まつうらし 松浦市			23,911人	10,218世帯	23,911人	10,218世帯
	させぼし 佐世保市			10,295人	3,908世帯	10,295人	3,908世帯
	ひらどし 平戸市			10,932人	4,742世帯	10,932人	4,742世帯
	いきし 壱岐市			15,233人	6,293世帯	15,233人	6,293世帯
小計				60,371人	25,161世帯	60,371人	25,161世帯
福岡県	いとしまし 糸島市			14,826人	5,928世帯	14,826人	5,928世帯
小計				14,826人	5,928世帯	14,826人	5,928世帯
合計		8,126人	2,876世帯	254,700人	103,330世帯	262,826人	106,206世帯

昼間流入人口（就労者等）の状況

- 平成22年国勢調査によると、^{げんかいちょう}玄海町及び^{からつし}唐津市全体での県内他市町からの昼間流入人口は、約6,200名/日。
- また、平成26年経済センサスによると、九州電力関連企業を中心に411事業所、約4,200人がPAZ内に就労。
- 就労者の多くは、自家用車又は民間企業が所有するバスを通勤手段としている。

	県内他市町からの 流入人口	県内他市町への 流出口	差引増 減
^{げんかいちょう} 玄海町	2,159人	1,046人	1,113人
^{からつし} 唐津市	4,055人	6,386人	2,331人

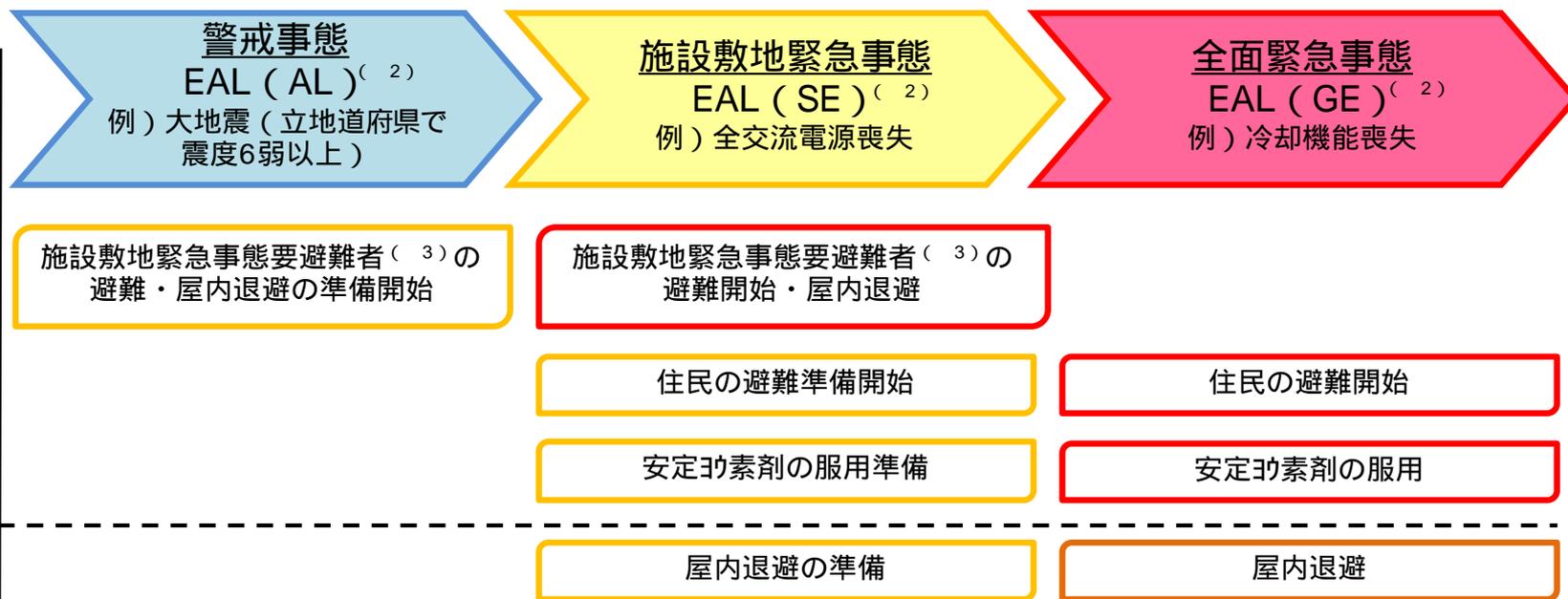
出典：平成22年国勢調査従業地・通学地集計 従業地・通学地による人口・産業等集計（総務省統計局）

PAZ内対象地区	事業所数	従業員数
^{げんかいちょう} 玄海町	161	2,659人
^{からつし} 唐津市 ^{ひぜんちょう ちんぜいちょうよぶこちょう} (肥前町、鎮西町、呼子町)	250	1,599人
合 計	411	4,258人

出典：平成26年経済センサス - 活動調査 町丁・大字別集計（総務省統計局）

3. 緊急事態における対応体制

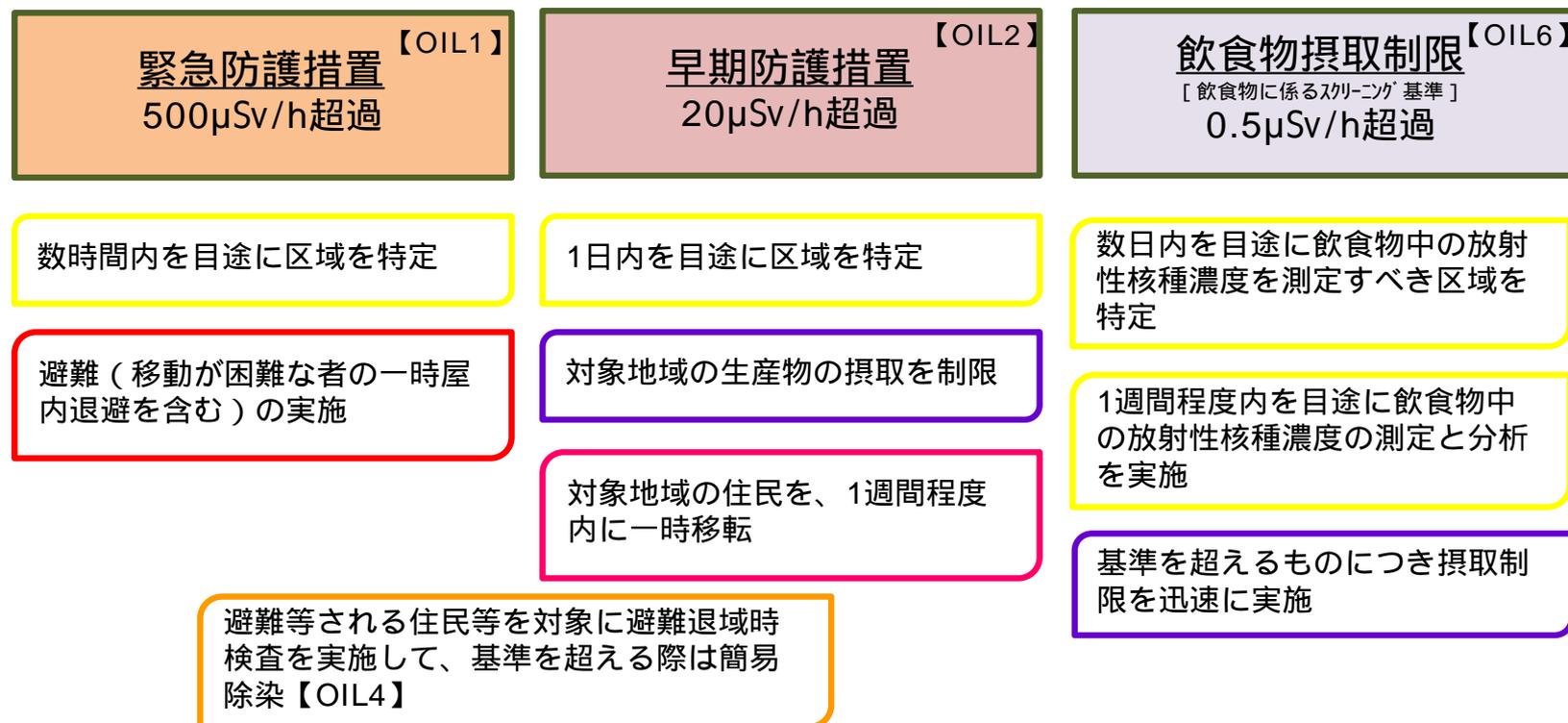
- 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。



- (1) EAL (Emergency Action Level) : 緊急時活動レベル
避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、原子力施設の状況に応じて対策するように、事前に定めた判断基準
- (2) (AL) = Alert (SE) = Site area Emergency (GE) = General Emergency
- (3) 避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者(災害対策基本法第8条第2項第15号に定める要配慮者をいう。)、安定ヨ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者。
- (4) 事態の規模、時間的な推移に応じてUPZ内においても段階的に予防的防護措置を実施する場合あり。
- (5) UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

原子力災害対策指針が定める緊急時の防護措置 (運用上の介入レベル: OIL^())

- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度内に一時移転等の早期防護措置を講じる。



UPZ外
30km ~

UPZ内と同じ

() OIL (Operational Intervention Level) : 運用上の介入レベル
放射線モニタリングなどの計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準

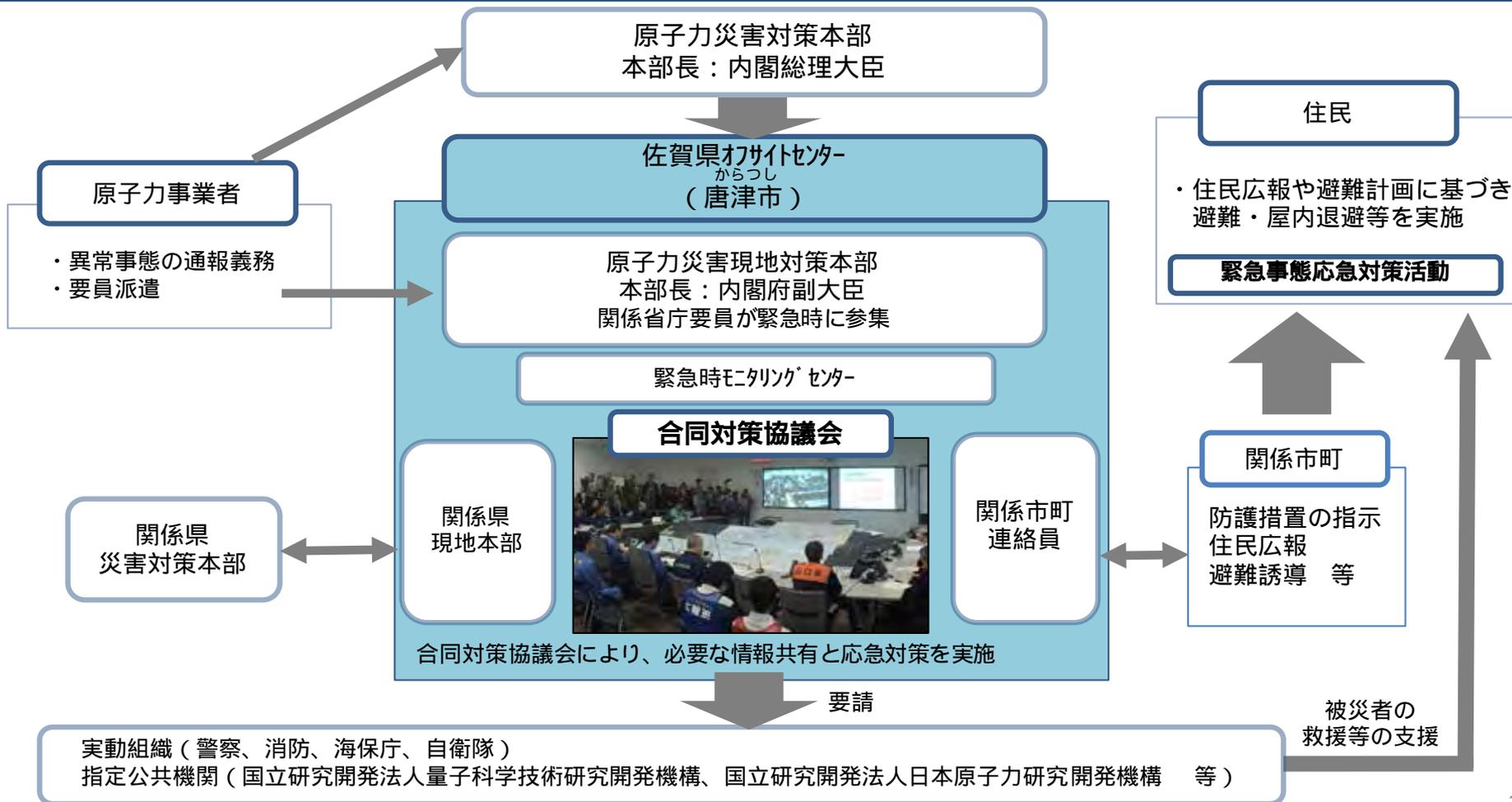
佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町の対応体制

- 佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町は、警戒事態で災害警戒本部を設置し、全面緊急事態で、災害対策本部に移行。
- 関係市町の災害警戒本部では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供をはじめ、PAZ内における施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を開始。



国の対応体制

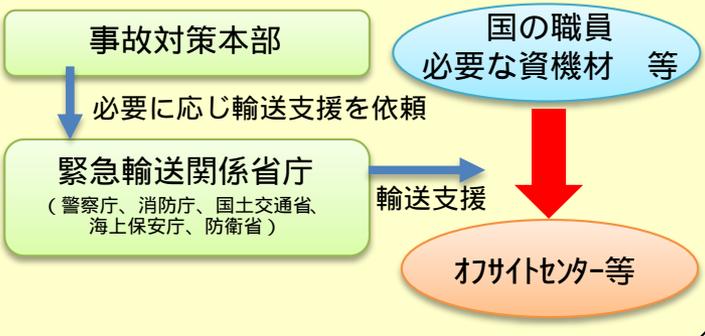
- 玄海町^{げんかいちょう}において震度5弱以上の地震の発生を認知した場合（警戒事態の前段階から）、原子力規制庁及び内閣府（原子力防災担当）の職員が参集し、オフサイトセンター（OFC）及び原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）に原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部を立ち上げ、情報収集活動を開始。
- 警戒事態となった場合、現地への要員搬送や緊急時モニタリングの準備を開始。
- 施設敷地緊急事態となった場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部の設置及び関係省庁事故対策連絡会議を開催し対応。また、内閣府副大臣及び国の職員を現地オフサイトセンター等へ派遣。
- 全面緊急事態となった場合、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置するとともに、県・市町等のメンバーからなる合同対策協議会を開催し、相互協力のための調整を行いつつ対応。



国の職員・資機材等の緊急搬送

- 施設敷地緊急事態発生の通報後、あらかじめ定められた100名程度の国の職員等をオサイトセンター及び佐賀県、長崎県、福岡県に派遣。併せて必要な資機材の緊急搬送を実施。
- その後、状況に応じて追加要員及び資機材の緊急搬送を実施。

<具体的な移動及び輸送支援のスキーム>



いるま
環境省・内閣府～人間基地
輸送車両の先導（警察）約1時間



いるま
人間基地～佐賀空港
輸送機（自衛隊）約2時間



佐賀空港～佐賀県オサイトセンター
ヘリ（自衛隊）約20分

オサイトセンターへの派遣（自衛隊、警察による輸送支援の一例）
環境省・内閣府～いるま 人間基地～佐賀空港～佐賀県オサイトセンター
平成15年度原子力総合防災訓練の想定を参考

オサイトセンターの放射線防護対策・電源対策

- 佐賀県オサイトセンターは、耐震構造、鉄筋コンクリート造2階建ての構造になっている。
- 放射線防護対策
 - ・放射性物質除去フィルター・換気設備・除染設備を整備済み。
- 電源対策
 - ・無停電電源装置、自家用発電機を設置(7日間分の電源を確保)。
 - ・佐賀県は、佐賀県石油業協同組合と協定を締結しており、オサイトセンターなどの災害対策上重要な防災拠点等に優先給油される仕組みを構築。
 - ・自家用発電機の燃料不足時には、九州電力が継続して燃料補給を実施。



佐賀県オサイトセンター (唐津市)
(発電所からの距離約13km)

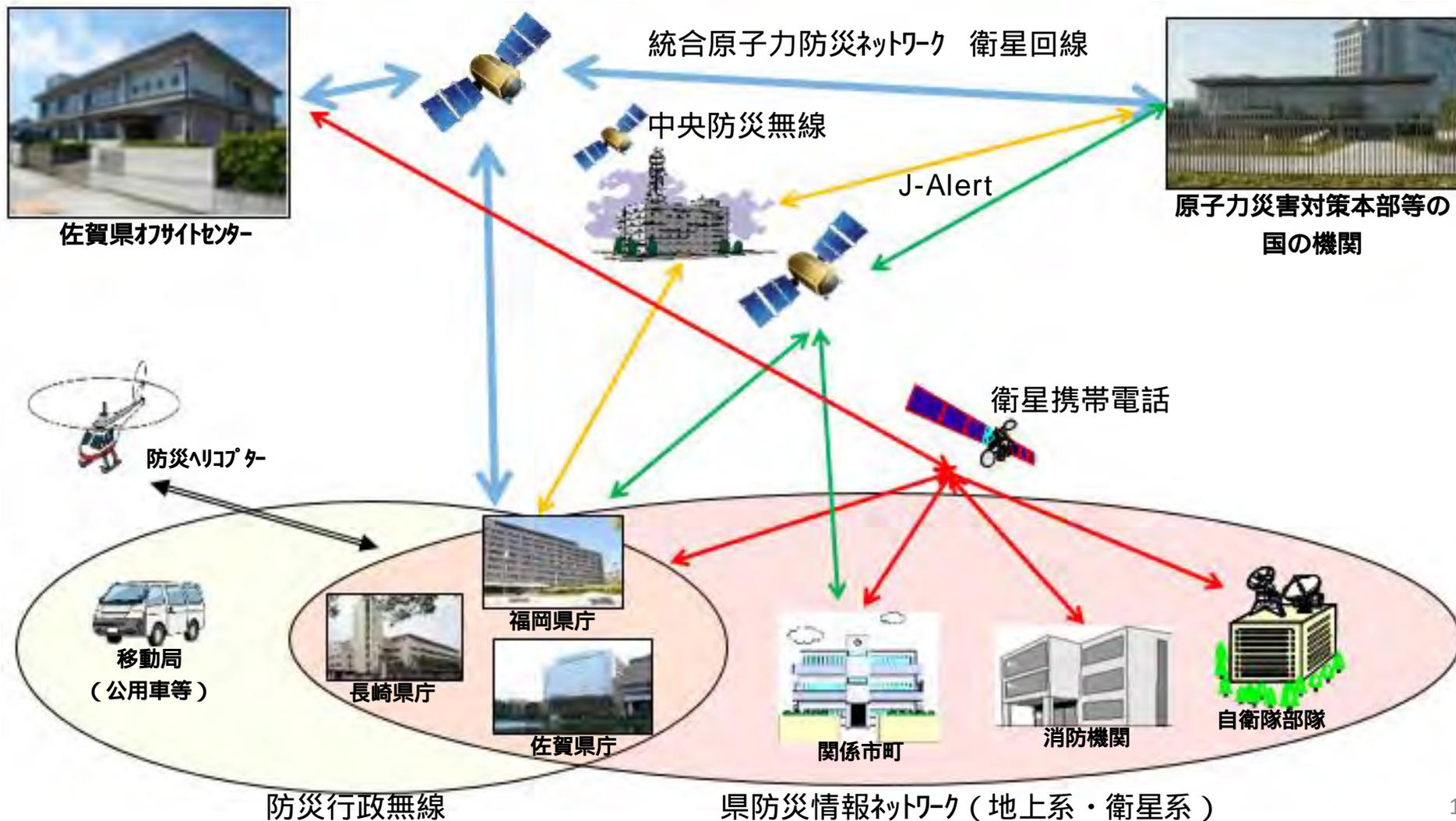
仮にオサイトセンターが機能不全に陥った場合でも、代替オサイトセンターに移動し、対応可能

玄海原子力発電所の代替オサイトセンター

佐賀県庁 (佐賀市) : 約52km
(自家用発電機を整備、3日間稼働)

長崎県消防学校 (大村市) : 約66km
(九州電力の電源車による電源の供給を実施)
距離はいずれも発電所からの直線距離

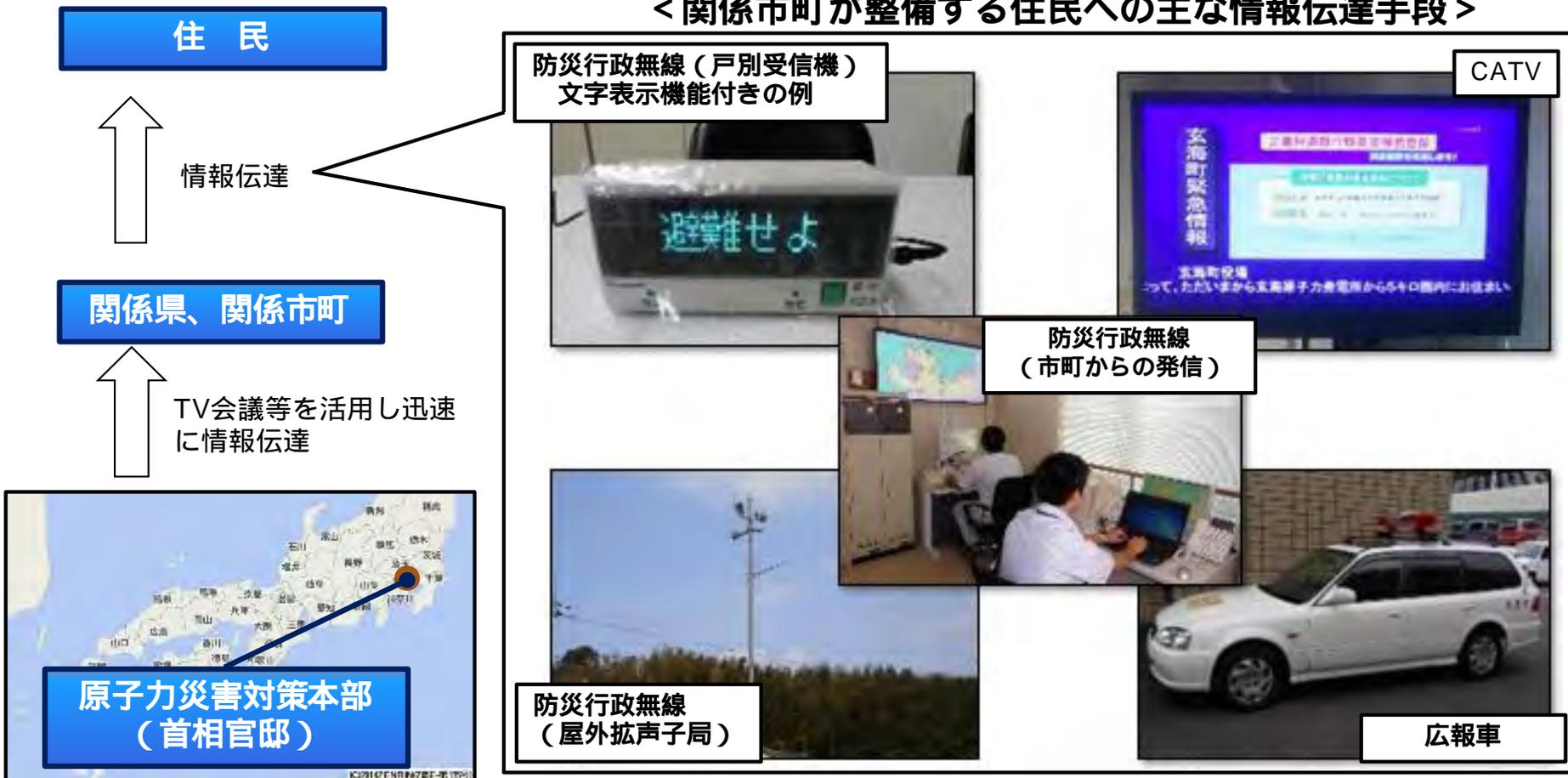
- 一般回線が通信不全の時には、原子力災害対策用に整備されているTV会議回線を含む専用通信回線を使用し、更に専用通信回線が不全の場合は、衛星回線を使って、連絡体制を確保。
- その他、中央防災無線、衛星携帯電話などを使用し、連絡体制を確保。



住民への情報伝達体制

- 防護措置(避難、一時移転、安定ヨ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、原子力災害対策本部から、佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町にその内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供。
- 関係市町は、防災行政無線、CATV、緊急速報メールサービス、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。

< 関係市町が整備する住民への主な情報伝達手段 >

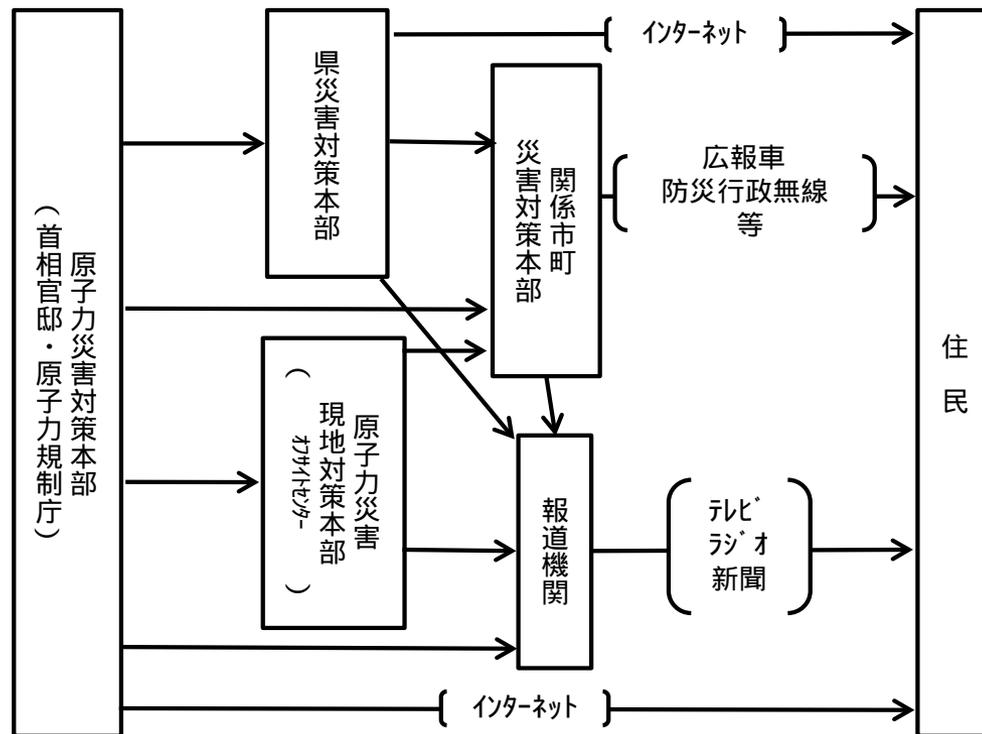


- 迅速かつ適切な広報活動を行うため、事故情報等に関する中央での記者会見は官邸(内閣官房長官が会見を行い、原子力規制委員会委員等が技術的な内容等を補足説明)において実施。
- 現地での記者会見については、オフサイトセンターにおいて実施。
- 必要に応じ、在日外国大使館等に情報提供を行うとともに、在外公館を通じて、本国政府や現地メディアへ情報提供。

【主な広報事項】

- 事故の発生日時及び概要
- 事故の状況と今後の予測
- 原子力発電所における対応状況
- 行政機関の対応状況
- 住民等がとるべき行動
- 避難対象区域又は屋内退避区域

【情報発信のイメージ】



一元的に情報発信を行うことができる体制を構築するとともに、発信した情報を共有

佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町における対応

- 佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町は、住民からの問合せに対応する相談窓口を設置するとともに、被災者に対する健康相談窓口（心身の健康相談）等を設置。

国における対応

- 原子力災害対策本部、現地対策本部、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等は、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を実施。
- わサイトセンターでは、佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町の問合せ対応を支援。

原子力事業者（九州電力）における対応

- 原子力事業者（九州電力）は、原子力災害発生時、直ちに本店内に相談窓口を設置し、住民からの問合せに対応。また、損害賠償請求への対応として、申出窓口を設置し、各種損害賠償の受付や請求者との協議等、適切に対応。

住民等のニーズを見極め、柔軟に対応

事故の発生日時及び概要

事故の状況と今後の予測

原子力発電所における対応状況

行政機関の対応状況

住民等がとるべき行動

避難対象区域又は屋内退避区域

被災企業等への援助・助成措置



4 . PAZ内の施設敷地緊急事態 における対応

< 対応のポイント >

1. PAZ内の学校・保育所の児童・生徒等については、警戒事態で保護者への引渡しを実施するが、保護者への引渡しができなかった児童・生徒等について移動手段を確保し、避難を開始すること。
2. PAZ内における医療機関の入院患者や社会福祉施設の入所者を、あらかじめ定められた避難先施設等へ移送すること。ただし、無理に避難すると健康リスクが高まる者は、放射線防護対策を講じた屋内退避施設に屋内退避すること。
3. 在宅の避難行動要支援者を、あらかじめ定められた避難先又は近傍の屋内退避施設へ移送すること。
4. 全面緊急事態に備えて、PAZ内の住民に避難準備を呼びかけるとともに、集合場所、避難所の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。

- 佐賀県は、警戒事態が発生した段階で、佐賀県庁に災害警戒本部を設置し、約50名の要員が参集。
- 玄海町は、警戒事態が発生した段階で、玄海町役場に災害警戒本部を設置し、約120名の要員が参集。
- 唐津市は、警戒事態が発生した段階で、唐津市役所に災害警戒本部を設置するとともに、PAZを管轄する肥前市民センター、鎮西市民センター、呼子市民センターにそれぞれの対策支部を設置。災害警戒本部及び3つの対策支部あわせて、約210名の要員が参集。
- 警戒事態が発生した段階で、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備のため、佐賀県、玄海町及び唐津市は、集合場所、社会福祉施設等に避難用車両等の手配を開始。また玄海町及び唐津市は、PAZ内の集合場所(玄海町15地区、唐津市12地区)の設置準備を開始するとともに、各集合場所に避難誘導員を派遣。
- 玄海町及び唐津市は、各地域の自主防災組織や消防団と情報共有を図り、地域コミュニティと一体となった避難誘導體制を構築。

集合場所に職員を配置するとともに、自主防災組織や消防団等による地域コミュニティと一体となった避難誘導體制を構築

集合場所、福祉施設等に避難用車両等の手配を開始



【凡例】
□: 集合場所 (合計27か所)

- 玄海町及び唐津市は、防災行政無線、広報車、CATV、緊急速報メールサービス等を活用し、住民に情報を伝達。また、PAZ内避難の対象となる27か所の集合場所へ派遣された各市町の職員は、防災行政無線や衛星携帯電話等により、各市町と情報を共有。
- 玄海町及び唐津市は、集合場所を拠点に、自主防災組織や消防団等と協力し、携帯端末や移動系防災行政無線等により、各市町と避難者の状況や避難誘導體制等、地区単位のコミュニティを活用した情報共有を実施。
- 小中学校、保育所、医療機関、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者への情報伝達は各市町から実施。

消防団車両等による
広報活動の実施



CATVにより各戸へ
情報伝達



緊急速報メールサービスなどにより住民へ情報伝達



【凡例】

- : 集合場所 (合計27か所)
- ☎ : PAZ内における防災行政無線屋外拡声子局配備箇所 (整備中のものを含む: 合計49か所)

(C)2016Z ENRIN(205E-第175号)

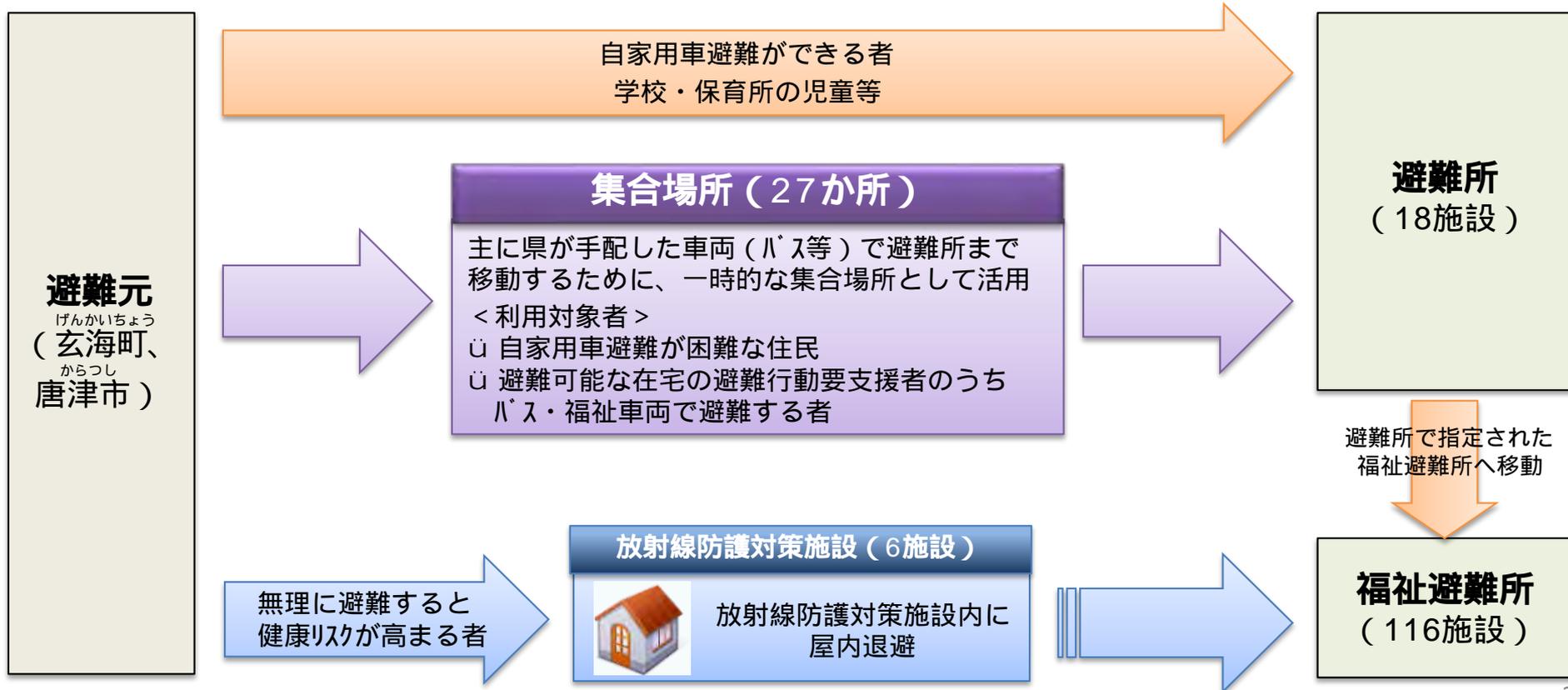


屋外にいる住民には屋外拡声子局
屋内にいる住民には戸別受信器で、
それぞれ情報伝達を実施

屋外拡声子局
戸別受信機

各市町は、入手した情報を防災行政無線等により、各市民センター及び集合場所へ連絡

- 警戒事態が発生した場合、げんかいちょう 玄海町及びからつし 唐津市は、住民への広報、佐賀県に対して避難用車両等の手配依頼、避難所及び福祉避難所の開設準備を行う。一方、施設敷地緊急事態要避難者は、避難準備等を行う。
- 施設敷地緊急事態になった場合、げんかいちょう 玄海町及びからつし 唐津市は、住民へ避難準備の周知を行う。一方、施設敷地緊急事態要避難者は、支援者が同行することで避難可能な者等はあらかじめ定められた避難所への避難を開始。福祉避難所へ移動が必要な者は、避難所で指定された近隣の福祉避難所へ移動。なお、無理に避難すると健康リスクが高まる者は、放射線防護対策施設にて屋内退避を実施。
- 全面緊急事態になった場合、げんかいちょう 玄海町及びからつし 唐津市は住民に避難を指示。自家用車で避難が可能な住民は避難所へ移動。自家用車による避難が困難な住民は、集合場所に集合し、避難所へ移動。その後、避難所から福祉避難所へ移動。



- PAZ内の小中学校の児童等(2施設、約350人)及び保育所の幼児(3施設、約210人)は、警戒事態になった時点で授業・保育を中止し、保護者へ引き渡す。
- 保護者への引渡しができない児童等は、施設敷地緊急事態になった場合、教職員等とともに佐賀県又は関係市町が手配するバスで避難し、避難先において保護者に引き渡す。
- 全ての学校・保育所において個別避難計画を策定済み。

市町名	学校・保育所名称	人数		
		児童等	職員	合計
げんかいちょう 玄海町	ふたば園	122人	24人	146人
からつし 唐津市	なごや保育園	64人	20人	84人
	かべしま 加部島保育園	23人	7人	30人
	なごや 名護屋小学校	112人	12人	124人
	かいせい 海青中学校	235人	23人	258人
(5施設) 合計		556人	86人	642人

児童等の人数については、平成28年4月1日現在。

警戒事態

- (1) 避難準備
- (2) 児童等の保護者への引渡し

児童等の
引渡し

保護者が児童等を引き取り

施設敷地緊急事態

引渡しが出来なかった児童等と職員が共に県・市町手配のバスで指定先施設に避難。

避難の準備

全面緊急事態

避難先施設(学校・保育所が所在する地区の避難先)

ふたば園 : 小城市まちなか市民交流プラザ(小城市)
 なごや保育園 : 老人福祉センター「別館」(江北町)
 加部島保育園 : 白石町福富ゆうあい館(白石町)
 名護屋小学校 : 佐賀県立佐賀農業高等学校(白石町)
 海青中学校 : 交流センターネイブル(江北町)

児童等の
引渡し

避難の開始

避難先施設

(児童等が住居している地区の避難先)

PAZ内の医療機関・社会福祉施設の避難

- PAZ内の医療機関(1施設8人)及び社会福祉施設(4施設207人)の全てについて、避難計画を策定済み。医療機関については、入院患者の状況等をふまえ、佐賀県が避難先となる災害拠点病院を選定。
- 社会福祉施設については、30km圏外の佐賀市、多久市、小城市、江北町にある施設に避難先を確保。
- 無理に避難すると健康リスクが高まる者は、放射線防護対策を講じた屋内退避施設において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。避難可能な入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難を実施。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、佐賀県が受入先を調整。

< PAZ内5施設の入所者等の避難の考え方 >

避難元施設

市町名	施設名	施設種別	定員数
げんかいちょう 玄海町	ほった 堀田医院	医療機関	8人
			計8人

< 放射線防護対策施設 >

市町名	施設名	施設種別	定員数
げんかいちょう 玄海町	げんかいえん 玄海園	特別養護老人ホーム	100人
からつし 唐津市	ほうじゅそう 宝寿荘	特別養護老人ホーム	80人
			計180人 (無理に避難すると健康リスクが高まる者69人) (それ以外の者111人)

市町名	施設名	施設種別	定員数
げんかいちょう 玄海町	グループホーム つばき	認知症グループホーム	9人
からつし 唐津市	グループホーム なごやか	認知症グループホーム	18人
			計27人



避難先施設

避難先	受入見込人数
災害拠点病院(県内1施設)	8人
計8人	

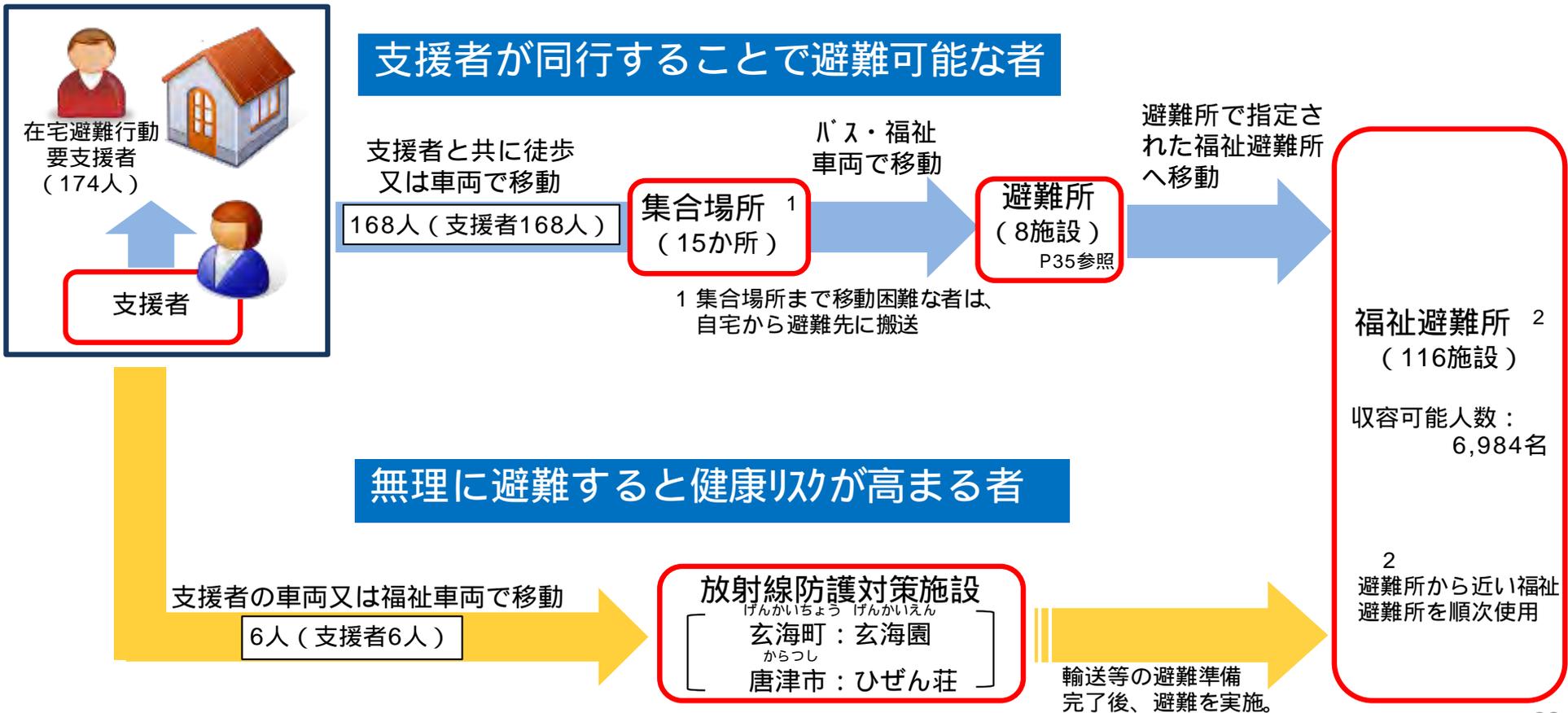
施設種別	市町名	受入見込人数
特別養護老人ホーム	佐賀市(3施設) 多久市(1施設) 小城市(4施設)	180人
		計180人

避難先	受入見込人数
避難所 小城市(1施設) 江北町(1施設)	27人
計27人	

- 1 佐賀県が避難先となる災害拠点病院を選定
- 2 無理に避難すると健康リスクが高まる者は自施設内で屋内退避

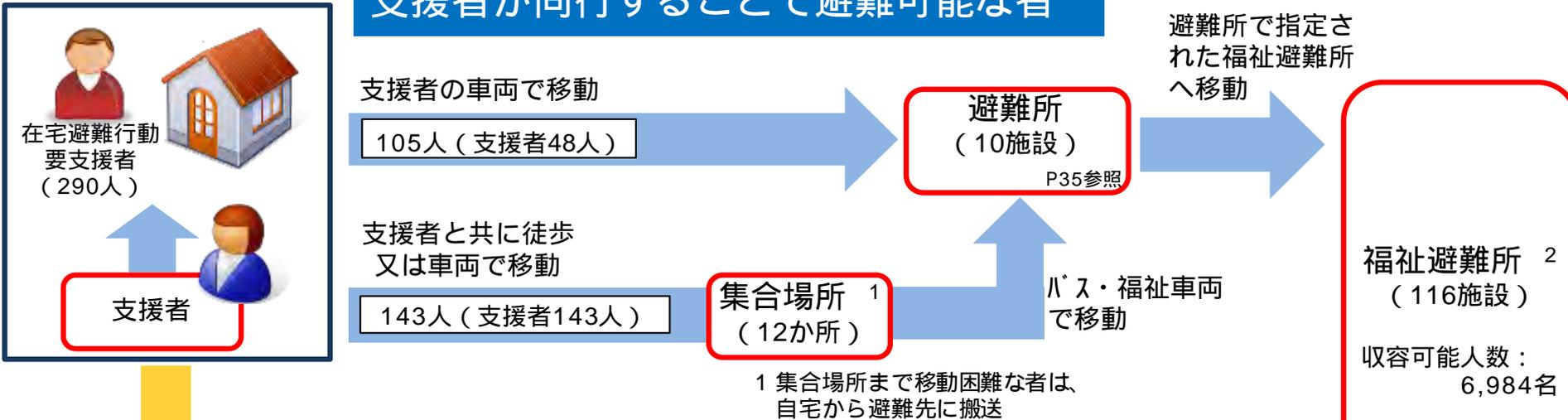
- 3 輸送等の避難準備完了後、あらかじめ定められた避難先施設へ避難
- 4 避難可能な入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難
- 5 福祉避難所へ移動が必要な者は、避難所で指定された福祉避難所へ移動

- 玄海町では、在宅の避難行動要支援者174人全員に支援者がいることを確認。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者と共に集合場所等から、佐賀県又は玄海町が確保するバスや福祉車両で避難所へ移動。その後、福祉避難所へ移動が必要な者は、避難所で指定された近隣の福祉避難所へ移動。
- 無理に避難するとかえって健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両で、近隣の放射線防護対策施設へ移動。



- 唐津市では、在宅の避難行動要支援者290人のうち233人は支援者がいることを確認。残る避難行動要支援者については、支援者の確保に向け調整。また、支援者を確保できない場合においても、行政職員、自治会、消防団員等の協力により避難できる体制を整備。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両や、佐賀県又は唐津市が確保するバスや福祉車両で避難所へ移動。その後、福祉避難所へ移動が必要な者は、避難所で指定された近隣の福祉避難所へ移動。
- 無理に避難するとかえって健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両で、近隣の放射線防護対策施設へ移動。

支援者が同行することで避難可能な者



無理に避難すると健康リスクが高まる者

支援者の車両又は福祉車両で移動

42人 (支援者42人)

放射線防護対策施設

唐津市：ちんぜい荘、ひぜん荘
旧加部島小学校 整備予定

² 避難所から近い福祉避難所を順次使用

輸送等の避難準備完了後、避難を実施。

○ 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数約610人について、バス12台、福祉車両18台(ストレッチャー仕様6台、車椅子仕様12台)。

	想定対象人数 ¹	必要車両台数			備考
		バス ²	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
保育所の幼児等の避難	146人 (児童等122人+職員24人) (1か所)	4台 (児童等122人+職員24人)	0台	0台	保護者への引き渡しによりその分必要車両台数は減少。 【資料P24参照】
医療機関及び社会福祉施設の入所者等の避難	109人 (入所者77人+職員32人) (3か所)	2台 (入所者67人+職員22人)	0台	3台 (入所者10人+職員10人)	【福祉車両(車椅子仕様)】 1台あたり4人の避難行動要支援者と4人の支援者の搬送を想定 【資料P25参照】
在宅の避難行動要支援者のうち、避難支援の申し出があった者及びその支援者を、避難先施設に輸送	336人 (要支援者168人+支援者168人)	6台 (要支援者134人+支援者134人)	0台	9台 (要支援者34人+支援者34人)	【福祉車両(車椅子仕様)】 1台あたり4人の避難行動要支援者と4人の支援者の搬送を想定 【資料P26参照】
在宅の避難行動要支援者のうち、避難支援の申し出があった者について、無理に避難すると健康リスクが高まる者及びその支援者を放射線防護対策施設に輸送 ³	12人 (要支援者6人+支援者6人)	0台	6台 (要支援者6人+支援者6人)	0台	【福祉車両(ストレッチャー仕様)】 1台あたり1人の避難行動要支援者と1人の支援者の搬送を想定 【資料P26参照】
合計	603人	12台	6台	12台	

1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値
 2 バスは1台あたり46人の乗車を想定
 3 「無理に避難すると健康リスクが高まる者」は、輸送の準備が整うまで放射線防護対策施設に屋内退避

- 施設敷地緊急事態発生時には、保育所、医療機関、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者の避難のために、PAZ内市町のバス会社が保有する車両のほか、玄海町、社会福祉施設、九州電力等が配備する車両により、必要車両台数を確保。
- バス会社の運転手は交代制勤務のため、緊急時の動員方法等について調整中。

		確保車両台数			備考
		バス ¹	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
(A) 最大必要車両台数		12台 503人分(対象者323人 +支援者等180人)	6台 12人分(対象者6人 +支援者等6人)	12台 88人分(対象者44人 +支援者等44人)	【資料P28参照】
(B) 車両確保台数		計12台以上	計6台以上	計12台以上	
確保先	げんかいちょう 玄海町、社会福祉施設等 が保有する車両	-	1台×3往復 ² 6人分(対象者3人 +支援者等3人)	9台 28人分(対象者14人 +支援者等14人)	【福祉車両(ストレッチャー)】 1台あたり1人の避難行動要支援者の搬送を想定 【福祉車両(車椅子仕様)】 1台あたり1人の避難行動要支援者の搬送を想定した車両が4台、2人の避難行動要支援者の搬送を想定した車両が5台
	PAZ内市町のバス会社が 保有する車両	12台以上 503人分(対象者323人 +支援者等180人)	-	-	PAZ内市町のバス会社が保有する車両総 数156台
	九州電力が配備する車両	-	1台以上×3往復 ² 6人分(対象者3人 +支援者等3人)	8台以上 60人分(対象者30人 +支援者等30人)	九州電力が近隣事業所等に車両を配備 【福祉車両(ストレッチャー)】 1台あたり1人の避難行動要支援者の搬送を 想定 【福祉車両(車椅子仕様)】 1台あたり4人の避難行動要支援者の搬送を 想定

1 バスは1台あたり46人の乗車を想定

2 福祉車両(ストレッチャー仕様)計2台は、屋内退避施設までピストン輸送(3往復)での搬送を想定

3 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

○ 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数約990人について、バス20台、福祉車両19台(車椅子仕様19台)。

	想定対象人数 ¹	必要車両台数			備考
		バス ²	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難	496人 (児童等434人+職員62人) (4か所)	11台 (児童等434人+職員62人)	0台	0台	保護者への引き渡しによりその分必要車両台数は減少。 【資料P24参照】
社会福祉施設の入所者等の避難	126人 (入所者69人+職員57人) (2か所)	3台 (入所者69人+職員57人)	0台	0台	【資料P25参照】
在宅の避難行動要支援者のうち、避難支援の申し出があった者及びその支援者を、避難先施設に輸送	286人 (要支援者143人+支援者143人)	6台 (要支援者118人+支援者118人)	0台	7台 (要支援者25人+支援者25人)	【福祉車両(車椅子仕様)】 1台あたり4人の避難行動要支援者と4人の支援者の搬送を想定 【資料P27参照】
在宅の避難行動要支援者のうち、避難支援の申し出があった者について、無理に避難すると健康リスクが高まる者及びその支援者を放射線防護対策施設に輸送 ³	84人 (要支援者42人+支援者42人)	0台	0台	12台 (要支援者42人+支援者42人)	【福祉車両(車椅子仕様)】 1台あたり4人の避難行動要支援者と4人の支援者の搬送を想定 【資料P27参照】
合計	992人	20台	0台	19台	

1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

2 バスは1台あたり46人の乗車を想定

3 「無理に避難すると健康リスクが高まる者」は、輸送の準備が整うまで放射線防護対策施設に屋内退避

- 施設敷地緊急事態発生時には、学校・保育所、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者の避難のために、PAZ内市町のバス会社が保有する車両のほか、唐津市、社会福祉施設、九州電力等が配備する車両により、必要車両台数を確保。
- バス会社の運転手は交代制勤務のため、緊急時の動員方法等について調整中。

		確保車両台数			備考
		バス ¹	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
(A) 最大必要車両台数		20台 858人分(対象者621人 +支援者等237人)	-	19台 134人分(対象者67人 +支援者等67人)	【資料P30参照】
(B) 車両確保台数		計20台以上	-	計19台以上	
確保先	唐津市、社会福祉施設等が保有する車両	-	-	16台 38人分(対象者19人 +支援者等19人)	【福祉車両(車椅子仕様)】 1台あたり1人の避難行動要支援者の搬送を想定した車両が13台、2人の避難行動要支援者の搬送を想定した車両が3台
	PAZ内市町のバス会社が保有する車両	20台以上 858人分(対象者621人 +支援者等237人)	-	-	PAZ内市町のバス会社が保有する車両総数 156台
	九州電力が配備する車両	-	-	2台以上 12人分(対象者6人 +支援者等6人) 4台以上×3往復 ² 84人分(対象者42人 +支援者等42人)	九州電力が近隣事業所等に車両を配備 【福祉車両(車椅子仕様)】 1台あたり4人の避難行動要支援者の搬送を想定

1 バスは1台あたり46人の乗車を想定

2 福祉車両(車椅子仕様)4台は、屋内退避施設までピストン輸送(3往復)での搬送を想定

3 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

- 予防的な避難を行うことによって、かえって健康リスクが高まるような重篤者等については、無理な避難は行わず、放射線防護機能を付加した近傍の放射線防護対策施設(6施設(整備予定を含む。))に収容。
- これら6施設では、施設入所者とPAZ内の在宅の避難行動要支援者を約1,300人を収容可能。
- 放射線防護対策施設では、約1,300人がおよそ3日を目安に生活できる食料及び生活物資等を確保するため、必要な備蓄と供給体制を整備。

放射線防護対策施設(6施設)

(C)2016ZENRINZ05E-第175号)



げんかいえん
玄海園
(収容可能者数: 162人)

げんかいちょうほかわづ ちかがわち しもみや なかどおり かりだち
玄海町外津、値賀川内、下宮、中通、仮立、
ふあんじ ひらお はまのうら
普恩寺、平尾、浜野浦、シーラインタウン地区の
在宅の避難行動要支援者の受入及び
自施設内の入居者の屋内退避を想定



ひぜん荘 整備中
(収容可能者数: 176人)

からつし ひぜんちょう げんかいちょう こがくら さかえ
唐津市肥前町、玄海町小加倉、栄
はなのき おおその いしだ かりや
花の木、大蘭、石田、仮屋地区の
在宅の避難行動要支援者の受入及び
自施設内の入居者の屋内退避を想定

PAZ



かべしま
旧加部島小学校 整備予定
(収容可能者数: 約600人)

からつし よぶこちょう かべしま
唐津市呼子町加部島における
在宅の避難行動要支援者の
受入を想定



ほうじゅそう
宝寿荘
(収容可能者数: 70人)



うしおそう
潮荘 整備中
(収容可能者数: 50人)

ほうじゅそう うしおそう
宝寿荘、潮荘は自施設内の
入居者の屋内退避のみを想定



ちんざい荘
(収容可能者数: 239人)

からつしちんざいちょう よぶこちょうとののうらにし
唐津市鎮西町、呼子町殿ノ浦西
における在宅の避難行動要支援
者の受入及び自施設内の入居者
の屋内退避を想定

- 避難開始前の段階において、避難計画で避難経路として定められている道路等が自然災害等により使用出来ない場合は、佐賀県、玄海町及び唐津市は、代替経路を設定するとともに、道路等の管理者は復旧作業を実施。
- 直轄国道については、国土交通省九州地方整備局が早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努める。



< 県の管理道路 >
県災害警戒本部が応急復旧作業を実施。

< 直轄国道 >
国土交通省九州地方整備局が応急復旧作業を実施。

- 災害発生時には、各管理道路のパトロールを実施し、被害の状況等を把握。
- 道路の被害状況を踏まえ、国、県がそれぞれ建設業協会等と締結している協定等をもとに、応急復旧工事を実施。

5 . PAZ内の全面緊急事態 における対応

< 対応のポイント >

1. 自家用車による避難ができない住民の移動手段(バス等)を確保し、避難を開始すること。
2. 避難先施設の受入れ体制を整えること。
3. 安定剤素剤を持っていない者(紛失等)に、緊急配布すること。

PAZ内の住民の避難先及び避難住民数

- 玄海町及び唐津市におけるPAZ内の住民については、自家用車で避難できる住民は、自家用車によりあらかじめ定められた避難所に避難。
- 自家用車で避難が困難な住民は、徒歩等で集合場所に集まり、佐賀県、玄海町、唐津市が配車した車両で、避難所へ避難。
- 避難先については、避難計画に関する住民説明会や訓練等を通じて対象となる住民に周知。



避難元：玄海町、唐津市（肥前町、鎮西町、呼子町）



避難先：小城市、白石町、江北町
18施設（8,584人）（ ）は収容可能人数

- < 玄海町避難所 8施設（3,938人） >
- 小城市 8施設（3,938人）
- ・晴田小学校（387人）
 - ・桜岡小学校（387人）
 - ・小城中学校（540人）
 - ・小城高等学校（837人）
 - ・小城市まちなか市民交流プラザ（440人）
 - ・（ゆめぷらっと小城市）
 - ・小城文化センター（167人）
 - ・小城保健福祉センター（620人）
 - ・小城市体育センター（560人）

- < 唐津市避難所 10施設（4,646人） >
- 白石町 7施設（2,905人）
- ・白石小学校（346人）
 - ・六角小学校（317人）
 - ・福富小学校（441人）
 - ・佐賀農業高等学校（688人）
 - ・有明公民館（274人）
 - ・福富社会体育館（493人）
 - ・福富ゆうあい館（346人）
- 江北町 3施設（1,741人）
- ・交流センターネブル（1,115人）
 - ・江北町老人福祉センター（330人）
 - ・江北町公民館（296人）

避難対象者数は、PAZ内住民の合計数から割り出した数字であり、若干の増減がある。

○ PAZ内の観光施設等における1日当たりの見込み人数は約3,000人、民間企業(従業員30人以上)は19社(約2,350人)存在。

PAZ内の観光施設の状況			
市町名	施設	入場見込人数	
げんかいちょう 玄海町	^{げんかい} 玄海I礼ギ-パーク	554人	
	^{げんかい} 玄海海上温泉パーク	228人	
からつし 唐津市	ひぜんちょう 肥前町	—	
	ちんぜいちょう 鎮西町	^{なごや} 名護屋城跡、 ^{はと} 波戸岬	2,216人
	よぶこちょう 呼子町	—	
合 計 (4施設)		2,998人	

入場見込人数については、パーク時(4~6月)における1日当たりの入場者数を基に算定

【出典】平成25年度佐賀県観光動態調査

PAZ内の民間企業(従業員30名以上)の状況			
市町名	企業数	従業員数	
げんかいちょう 玄海町	11社	1,916人	
からつし 唐津市	ひぜんちょう 肥前町	—	
	ちんぜいちょう 鎮西町	2社	117人
	よぶこちょう 呼子町	6社	313人
合 計 (19企業)		2,346人	

民間企業に勤務する就労者は、通勤に使用する自家用車もしくはバスにより避難

【出典】平成26年経済センサ 基礎調査 確報集計 町丁・大字別集計

- 玄海町において全面緊急事態で必要となる輸送能力は、約470人分、バス13台であり、PAZ内市町のバス会社が保有する車両により、必要車両台数を確保。
- 車両及び運転手については、佐賀県バス・タクシー協会等の協力により、更に余裕を持った台数・人数を確保。
- 各事業所の従業員の避難方法については各事業所単位で周知(施設敷地緊急事態で、自家用車により帰宅)。

げんかいちょう
< 玄海町における全面緊急事態で必要となる輸送能力 >

	想定対象人数 ¹	想定必要バス数 ²	備考
自家用車での避難ができない住民	433人	12台	【資料P35参照】
観光施設から避難する一時滞在者	40人	1台	1日当たりの観光施設の入場見込人数782人のうち、約95%が自家用車や観光バスで来場する想定で、その5%を想定対象人数として算入
合 計	473人	13台	

1 数字は現段階で玄海町が把握している暫定値
2 バスは1台あたり46人の乗車を想定

げんかいちょう
< 玄海町における全面緊急事態での輸送能力の確保 >

		確保車両台数	備考
		バス	
(A) 最大必要車両台数		13台	
(B) 車両確保台数		計13台以上	
確保先	PAZ内市町のバス会社が保有する車両	13台以上	PAZ内市町のバス会社が保有する車両156台のうち、施設敷地緊急事態で使用する32台の車両を除く、残りの124台の車両を使用

不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

- 唐津市において全面緊急事態で必要となる輸送能力は、約820人分、バス23台であり、PAZ内市町のバス会社が保有する車両により、必要車両台数を確保。
- 車両及び運転手については、佐賀県バス・タクシー協会等の協力により、更に余裕を持った台数・人数を確保。
- 各事業所の従業員の避難方法については各事業所単位で周知(施設敷地緊急事態で、自家用車により帰宅)。

＜唐津市における全面緊急事態で必要となる輸送能力＞

	想定対象人数 ¹	想定必要バス数 ²	備考
自家用車での避難ができない住民	710人	20台	【資料P35参照】
観光施設から避難する一時滞在者	111人	3台	1日当たりの観光施設の入場見込人数2216人のうち、約95%が自家用車や観光バスで来場する想定で、その5%を想定対象人数として算入
合 計	821人	23台	

1 数字は現段階で唐津市が把握している暫定値

2 バスは、地域特性を踏まえ、3種類の乗車人数(大型バス:46名乗り、中型バス:35名乗り、小型バス:20名乗り)を想定

＜唐津市における全面緊急事態での輸送能力の確保＞

		確保車両台数	備考
		バス	
(A) 最大必要車両台数		23台	
(B) 車両確保台数		計23台以上	
確保先	PAZ内市町のバス会社が保有する車両	23台以上	PAZ内市町のバス会社が保有する車両156台のうち、施設敷地緊急事態で使用する32台の車両を除く、残りの124台の車両を使用

- 玄海町によるアンケート調査の結果、PAZ内の玄海町における自家用車で避難できない住民は約430人。
- 自家用車で避難できない住民は、徒歩で各集合場所に集まり、佐賀県又は玄海町が配車した車両で、避難先である小城市へ避難。



玄海町におけるPAZ内から避難先までの主な経路

○ 地域毎に予め避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。

対象住民はPAZ対象地区の人口から施設敷地緊急事態で避難する住民を除いた数



げんかいちょう
玄海町
対象住民：3,260人

《避難経路の考え方》

- ・円滑な避難のため、可能な範囲で地域毎に分散して経路を設定
- ・住民が覚えやすく実行しやすい避難誘導計画となるよう、基本となる単一の避難経路をあらかじめ設定
- ・自然災害等により、道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定又は確認できるときは、各道路管理者と協力し、代替避難路を速やかに確保。その上で、あらかじめ定めた避難計画にかかわらず、代替となる安全な避難経路において避難

【代替経路（例）】
 国道204号（町道） 国道204号
 国道498号 県道25号

【基本経路】
 県道254号 県道23号 県道340号
 県道50号 県道52号 国道203号

【凡例】

- : 基本経路
- ⋯ : 代替経路（例）
- : 避難先市町所在地

避難先：小城市
 （小城高等学校、他7施設）

唐津市肥前町におけるPAZ内から避難先までの主な経路

○ 地域毎に予め避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。

からつしひぜんちょう
唐津市肥前町
対象住民：147人

対象住民はPAZ対象地区の人口から施設敷地緊急事態で避難する住民を除いた数

《避難経路の考え方》

- ・円滑な避難のため、可能な範囲で地域毎に分散して経路を設定
- ・住民が覚えやすく実行しやすい避難誘導計画となるよう、基本となる単一の避難経路をあらかじめ設定
- ・自然災害等により、道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定又は確認できるときは、各道路管理者と協力し、代替避難路を速やかに確保。その上で、あらかじめ定めた避難計画にかかわらず、代替となる安全な避難経路において避難



【代替経路（例）】
県道217号 国道204号 国道202号
国道35号 県道36号

【基本経路】
県道217号 国道204号 県道50号
国道202号 国道498号
県道36号 国道207号

原子力発電所から5km内の唐津市肥前町のうち、住民が居住している地区のみをPAZに指定。PAZに指定していない5km内の一時滞在者に対しては唐津市が広報活動を行い、帰宅を促す。

しらいしちょう
避難先：白石町
ありあけ
(有明公民館)

【凡例】

- : 基本経路
- - - : 代替経路（例）
- : 避難先市町所在地

○ 地域毎に予め避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。

対象住民はPAZ対象地区の人口から施設敷地緊急事態で避難する住民を除いた数

からつしちんぜいちょう
唐津市鎮西町
対象住民：2,286人

《避難経路の考え方》

- ・円滑な避難のため、可能な範囲で地域毎に分散して経路を設定
- ・住民が覚えやすく実行しやすい避難誘導計画となるよう、基本となる単一の避難経路をあらかじめ設定
- ・自然災害等により、道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定又は確認できるときは、各道路管理者と協力し、代替避難路を速やかに確保。その上で、あらかじめ定めた避難計画にかかわらず、代替となる安全な避難経路において避難



【代替経路（例）】
国道204号 国道203号
県道35号 国道207号

【基本経路】
県道23号 県道340号 県道50号
国道202号 国道498号
国道34号（江北町）
又は県道36号（白石町）

避難先：江北町
（交流センター、他2施設）

避難先：白石町
（佐賀農業高等学校、他2施設）

【凡例】
— : 基本経路
- - - : 代替経路（例）
● : 避難先市町所在地

○ 地域毎に予め避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



からつしよぶこちょう
唐津市呼子町
対象住民：1,198人

《避難経路の考え方》

- ・円滑な避難のため、可能な範囲で地域毎に分散して経路を設定
- ・住民が覚えやすく実行しやすい避難誘導計画となるよう、基本となる単一の避難経路をあらかじめ設定
- ・自然災害等により、道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定又は確認できるときは、各道路管理者と協力し、代替避難路を速やかに確保。その上で、あらかじめ定めた避難計画にかかわらず、代替となる安全な避難経路において避難

対象住民はPAZ対象地区の人口から施設敷地緊急事態で避難する住民を除いた数

【基本経路】
県道47号 県道23号 県道340号 県道50号
国道202号 国道498号 県道36号

【代替経路（例）】
国道204号 国道203号 県道35 国道207号

【凡例】

- : 基本経路
- ⋯ : 代替経路（例）
- : 避難先市町所在地

避難先：白石町
（福富社会体育館、他2施設）

避難を円滑に行うための対応策

○ PAZ及びUPZ内の住民の車両による避難を円滑に行うため、県、市町職員、警察官等により道路渋滞を把握し、主要交差点等における交通整理・誘導・規制、避難誘導・交通規制用自動制御板等を活用した広報等の交通対策を行う。

PAZ内における交通対策

交通誘導対策

主要交差点等における市町、県警察等の交通整理により、円滑な避難誘導を実施

交通広報対策

日本道路交通情報センター(JARTIC)、道路情報板、避難誘導・交通規制用自動制御板等を活用した広報光ビームを活用した交通情報提供システム(AMIS)による広報

交通規制対策

混雑エリアでの交通整理・誘導・規制、主要交差点における信号機操作等による円滑な交通流の確保

【凡例】

- 避難誘導及び交通規制箇所
- 迂回用交差点
- 交通情報板



【警察による避難誘導イメージ】

避難を円滑に行うための対応策

- 玄海町は、避難経路図や避難所写真を掲載したパンフレットを玄海町全戸に配布し、また玄海町内の各地区公民館に掲示。
- 唐津市は、各避難地区の集合場所や避難先、避難ルート等を検索できる原子力災害対応避難ルートマップをホームページ上に公開。また唐津市全戸に、原子力防災の避難に係るパンフレットを配布予定。
- 佐賀県は佐賀県内の避難元市町及び避難先市町全戸に、原子力災害に関する基礎知識や原子力災害発生時にとるべき行動などについてまとめた、防災のてびきを配布。

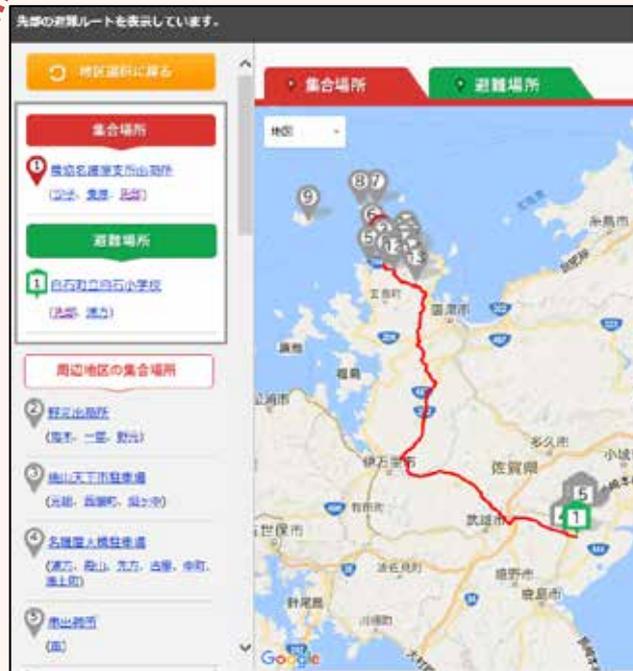
玄海町



【原子力災害時における避難経路図】

玄海町全戸に配布
玄海町内の各地区公民館に掲示

唐津市



【原子力災害対応避難ルートマップ】

ホームページ上で閲覧可能
<http://karatsu-bousai.jp/>

佐賀県



【原子力防災のてびき】

ホームページ上で閲覧可能
<http://www.pref.saga.lg.jp/kiji0031231/index.html>

自然災害等により避難先が被災した場合の避難先の調整

- 自然災害等により、避難先施設が使用できなくなった場合は、UPZ外の県内避難先施設(合計512施設)を候補として、佐賀県及び県内の市町が調整のうえ、避難先を決定する。
- 佐賀県内において避難先が確保できない場合には、国、全国知事会、災害時応援協定を締結している九州・山口各県等と調整を行う。



佐賀県内における避難先施設 (UPZ外)

市町	受入施設数	受入可能人数
小城市	32か所	12,940人
江北町	7か所	2,210人
白石町	19か所	7,026人
多久市	15か所	5,336人
大町町	7か所	2,912人
佐賀市	134か所	52,474人
神埼市	25か所	8,600人
上峰町	11か所	3,098人
鳥栖市	34か所	11,999人
基山町	9か所	3,598人
みやき町	17か所	10,124人
吉野ヶ里町	12か所	3,952人
武雄市	53か所	20,604人
鹿島市	26か所	10,608人
嬉野市	53か所	11,070人
有田町	42か所	8,871人
太良町	16か所	7,847人
合計	512か所	183,269人

6 . UPZ内における対応

< 対応のポイント >

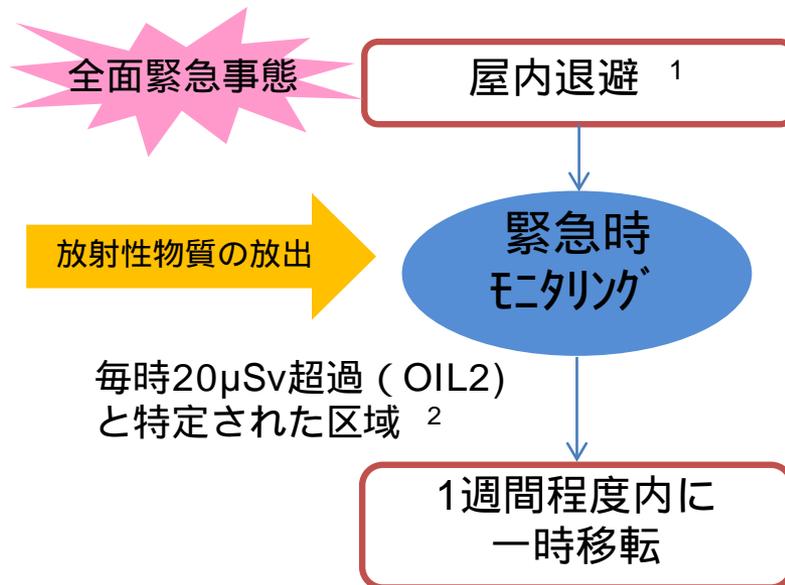
1. 放射性物質が放出される前には、全面緊急事態において、住民(避難行動要支援者を含む)の屋内退避を開始する。
2. 放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が毎時 $20\mu\text{Sv}$ 超過の区域を特定。当該区域の住民は一時移転を行うこととなるため、施設からの距離に応じ、1週間程度内に一時移転できる体制を整備。

UPZ内における防護措置の考え方

- 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階においては、予防的防護措置として、PAZ内における住民の即時避難開始とともに、UPZ内においては住民の屋内退避を開始する。
- 放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- その後、原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果に基づき、空間放射線量率が毎時 $20\mu\text{Sv}$ 超過となる区域を1日程度内に特定。当該区域の住民は原子力災害対策本部の指示により1週間程度内に一時移転を実施する。



UPZ内の防護措置の基本的な流れ



- 1 地震等により家屋における屋内退避が困難な場合には、近隣の避難所等にて屋内退避。仮に近隣の避難所等に収容できない場合には、地震等による影響がない避難所等を、UPZ内外を含め選定し、避難等を実施。
- 2 空間放射線量率が毎時 $500\mu\text{Sv}$ 超過 (OIL1) となる区域が特定された場合は当該区域の住民を速やかに避難させる。

一時移転等に備えた関係者の対応

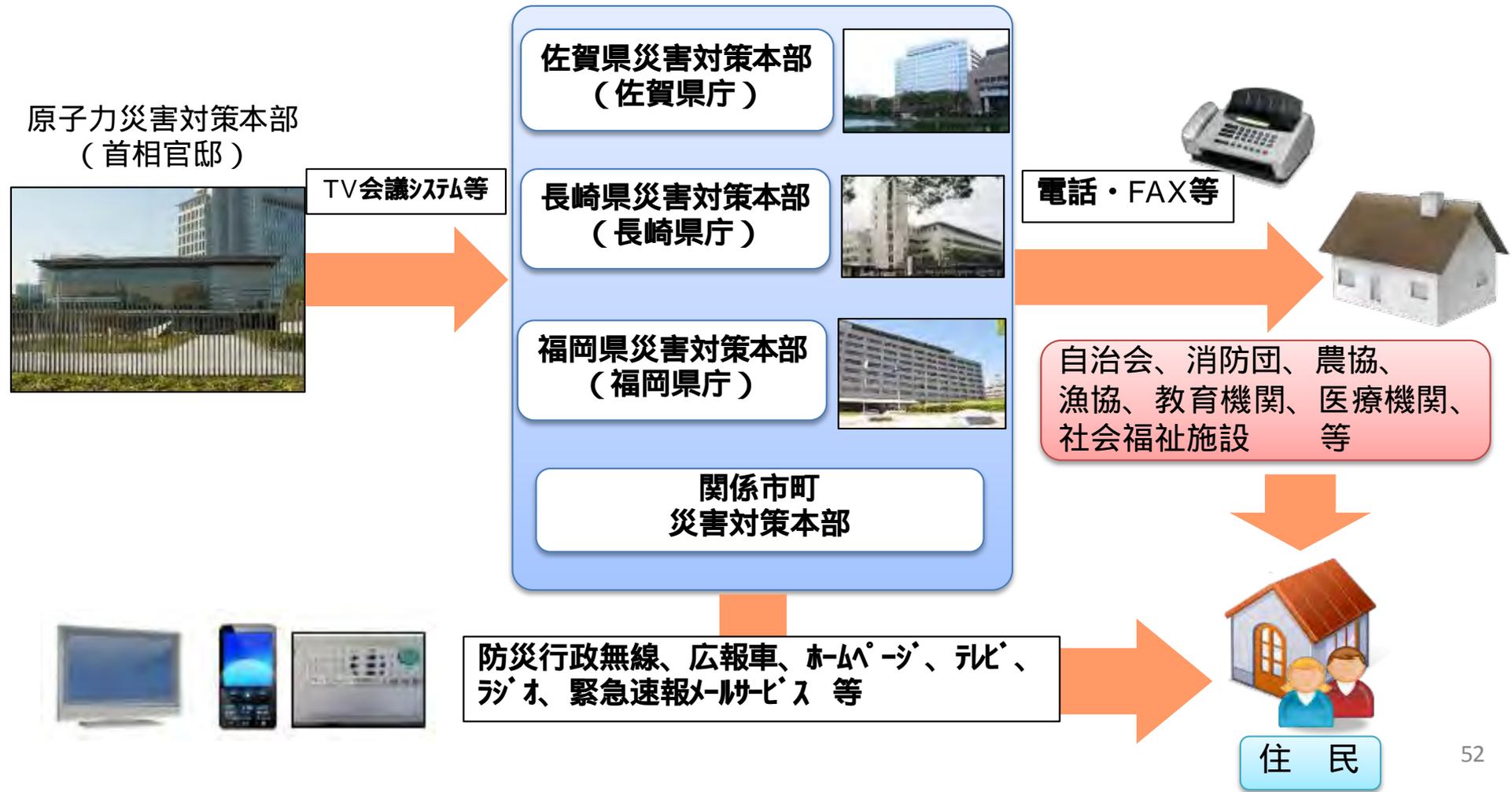
- 佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町は、警戒事態で災害警戒本部を設置し、全面緊急事態で、災害対策本部に移行。
- 関係市町は、職員配置表に基づき、対象となる各地区に職員を配置。
- 佐賀県、長崎県、福岡県は、住民の一時移転等に備え、バス会社等にバスの派遣準備を要請。
- 佐賀県、長崎県は、住民の一時移転等に備え、船会社に旅客船等の派遣準備を要請。また、糸島市は市営渡船、福岡県は県の所有船の派遣準備を開始。

The map displays the Kyushu region with disaster response headquarters locations marked. A green circle labeled 'UPZ' (Urban Priority Zone) is centered on the Saga area, and a red circle labeled 'PAZ' (Priority Area Zone) is centered on the city of Karatsu. Arrows point from various headquarters to their respective locations on the map.

- いきし 吉崎市災害対策本部** (Iki City Disaster Response Headquarters)
- げんかいちょう 玄海町災害対策本部** (Genkai-cho Disaster Response Headquarters)
- からつし 唐津市災害対策本部** (Karatsu City Disaster Response Headquarters)
- ひらどし 平戸市災害対策本部** (Hirado City Disaster Response Headquarters)
- まつうらし 松浦市災害対策本部** (Matsuyoshi City Disaster Response Headquarters)
- いまりし 伊万里市災害対策本部** (Imari City Disaster Response Headquarters)
- させぼし 佐世保市災害対策本部** (Sasebo City Disaster Response Headquarters)
- いとしまし 糸島市災害対策本部** (Itoshima City Disaster Response Headquarters)
- 福岡県災害対策本部** (Fukuoka Prefecture Disaster Response Headquarters)
- 佐賀県ウェブサイトセンター** (Saga Prefecture Website Center)
- 佐賀県災害対策本部** (Saga Prefecture Disaster Response Headquarters)
- 長崎県災害対策本部** (Nagasaki Prefecture Disaster Response Headquarters)

一時移転等を行う際の情報伝達

- 一時移転等の指示は、国の原子力災害対策本部から、佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町に対し、TV会議システム等を用いて伝達。
- 佐賀県、長崎県、福岡県、関係市町、関係機関から、住民、自治会、消防団、農協、漁協、教育機関、医療機関、社会福祉施設等へは、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、電話、FAX等のあらゆる情報発信手段を活用して必要な情報を伝達。

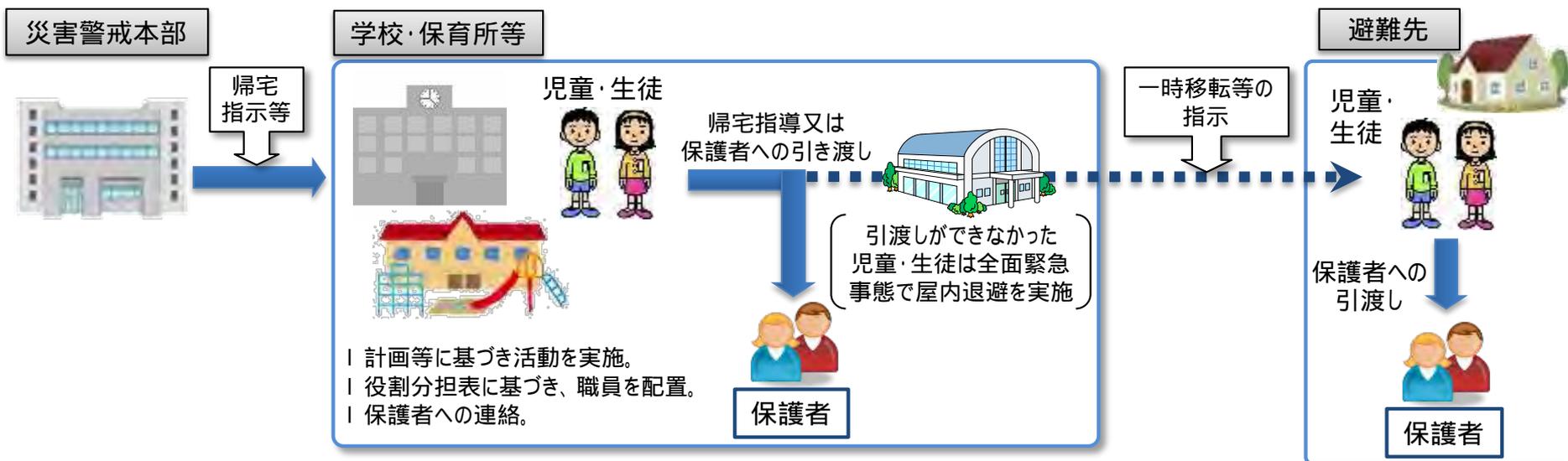


UPZ内住民の一時移転等

- 一時移転等実施の際は、国の原子力災害対策本部、佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町が、住民の安全確保と一時移転等の円滑な実施のため、実施に係る実務(避難所の準備、避難経路の確認、輸送手段の確保、避難退域時検査及び簡易除染の実施体制、地域毎の一時移転等開始時期等)の調整を行った上で、一時移転等を開始。
- UPZ内関係市町が作成した避難計画に基づき、住民の一時移転等を行う。
- なお、あらかじめ指定している避難所が使用出来ない場合は、佐賀県、長崎県、福岡県が関係市町と調整して、代替の避難所を確保。

県名	市町名 ()は対象人口	避難先 ()は受入可能人数
佐賀県 数値は、 H28.4.30現在	げんかいちょう 玄海町 (2,292人)	おぎし 小城市 (2,365人) 合計 (2,365人)
	からつし 唐津市 (121,148人)	こうほくまち しろいしちょう たくし おおまちちょう 江北町 (2,211人)、白石町 (7,031人)、多久市 (5,336人)、大町町 (2,912人)、佐賀市 (52,474人)、 おぎし かんざきし かみみねちょう とすし 小城市 (10,168人)、神埼市 (8,600人)、上峰町 (3,098人)、鳥栖市 (11,999人)、 きやまちょう ちやう よしのがりちょう 基山町 (3,598人)、みやき町 (10,124人)、吉野ヶ里町 (3,952人) 合計 (121,503人)
	いまりし 伊万里市 (56,063人)	たけおし かしまし うれしのし ありたちょう 武雄市 (20,604人)、鹿島市 (10,608人)、嬉野市 (11,070人)、有田町 (8,871人)、 たらちょう 太良町 (7,847人) 合計 (59,000人)
長崎県 数値は、 平成28年3月31 日・4月1日現在	まつうらし 松浦市 (23,911人)	ひがしそのぎちやう かわたなちやう はさみちやう 東彼杵町 (20,009人)、川棚町 (9,213人)、波佐見町 (5,580人) 合計 (34,802人)
	させほし 佐世保市 (10,295人)	させほし 佐世保市南部 (13,350人) 合計 (13,350人)
	ひらどし 平戸市 (10,932人)	させほし ひらどし 佐世保市西部 (9,150人)、平戸市南部 (4,944人) 合計 (14,094人)
	いきし 壱岐市 (15,233人)	いきし 壱岐市北部 (20,686人) 合計 (20,686人)
福岡県 数値は、 H28.4.1現在	いとしまし 糸島市 (14,826人)	ちくしのし かすがし おおのじやうし むなかたし 福岡市 (9,500人)、筑紫野市 (700人)、春日市 (700人)、大野城市 (600人)、宗像市 (600人)、 だざいふし こがし ぶくつし なかがわまち うみまち 太宰府市 (500人)、古賀市 (400人)、福津市 (400人)、那珂川町 (300人)、宇美町 (300人)、 ささくりまち しめまち すえまち しんくうまち ひさやままち 篠栗町 (200人)、志免町 (300人)、須恵町 (200人)、新宮町 (200人)、久山町 (100人)、 かすやまち 粕屋町 (300人) 合計 (15,300人)

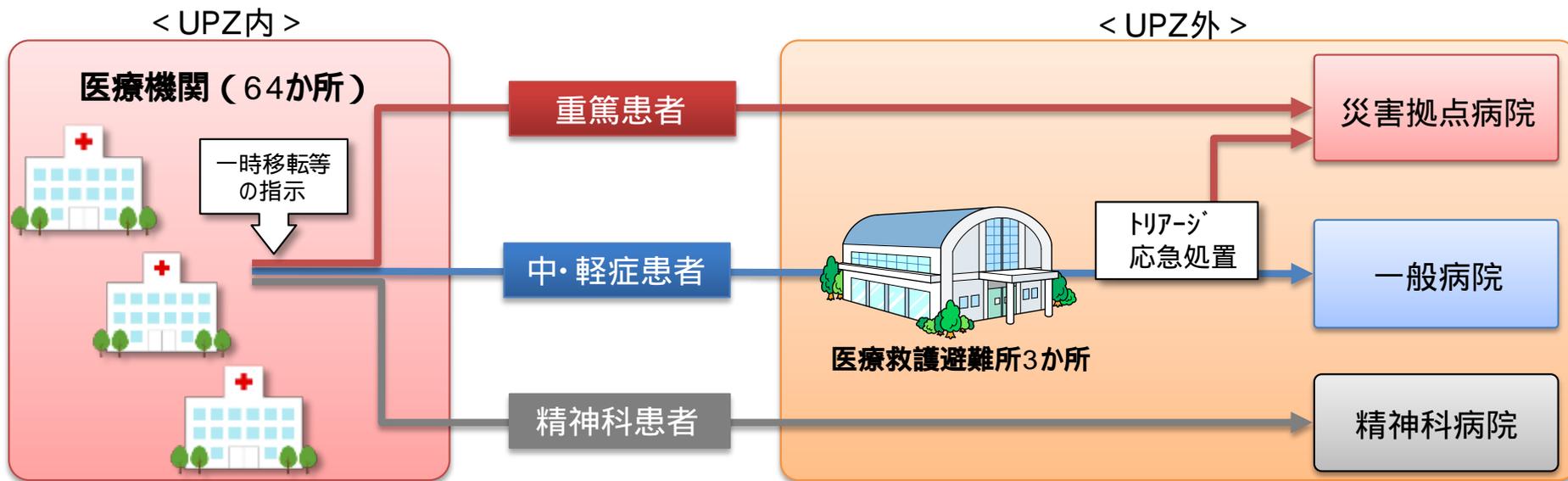
- 佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町では、警戒事態でUPZ内の学校・保育所等の児童・生徒の帰宅、もしくは保護者への引き渡しを開始。
- 学校・保育所等は、計画等に基づき、児童・生徒の帰宅指導や保護者への引渡しを実施。引渡しができなかった児童・生徒は、全面緊急事態で屋内退避を実施。
- 学校・保育所等は、児童・生徒の帰宅状況や屋内退避状況について、随時、災害対策本部と連携を図る。



UPZ内の教育機関数	佐賀県		長崎県		福岡県		合計	
	教育機関数	児童・生徒数	教育機関数	児童・生徒数	教育機関数	児童・生徒数	教育機関数	児童・生徒数
保育所・幼稚園等	88	7,425人	48	2,315人	6	386人	142	10,126人
小学校	52	10,497人	26	3,300人	4	724人	82	14,521人
中学校	28	5,220人	15	1,715人	4	688人	47	7,623人
高等学校	10	4,538人	3	1,108人	-	-	13	5,646人
特別支援学校	2	222人	1	33人	-	-	3	255人
合計	180	27,902人	93	8,471人	14	1,798人	287	38,171人

教育機関数は分校を含む

- 佐賀県では、UPZ内にある全ての医療機関(64施設3,775人)において、個別の避難計画を策定し、避難先を確保済み。
- 一時移転等の防護措置が必要になった場合、医療機関の避難計画に基づき、佐賀県が調整し、重篤患者は災害拠点病院へ、精神科患者は精神科病院へ、中軽症患者は県が指定する医療救護避難所に移動し、その後、受け入れ先となる医療機関へ搬送。
- 受入先は、受入先確保のマッチングフローに基づき、佐賀県が県内の医療機関と調整して確保するほか、必要に応じて、長崎県・福岡県に受入先確保の協力を依頼し、各県の医療機関の中から受入先を確保。



UPZ内	施設区分	施設数	入所定員
	医療機関 (病院・有床診療所)	64か所	3,775人

UPZ外	受入候補施設数	受入可能人数
	305か所	3,816人

受入先確保のマッチングフロー

一時移転等の指示が見込まれる段階で、県は避難先候補医療機関に対し、避難の受入を要請し、調整の上、避難先を確保。

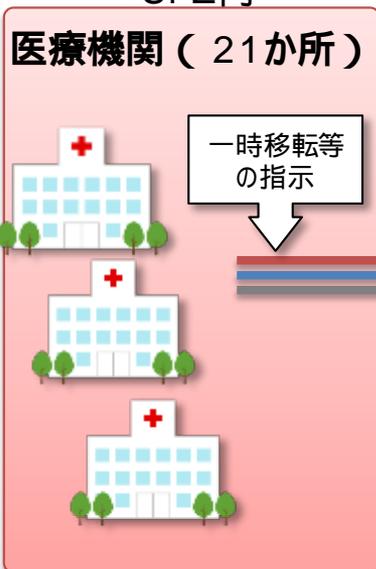
①' また県は自県内での受け入れが困難な場合など、必要に応じて、長崎県及び福岡県に対しても受入先確保の協力依頼を行う。

県は、避難元医療機関に対し、避難先医療機関及び避難ルート等を連絡

一時移転等の実施

- 長崎県では、UPZ内にある全ての医療機関(21施設1,613人)において、個別の避難計画を策定し、避難先を確保済み。
- 一時移転等の防護措置が必要になった場合、医療機関の避難計画に基づき、長崎県が調整し、重篤患者の受入可能病院を選定するとともに、精神科患者及びそれ以外の入院患者については、あらかじめ選定された市町の医療機関の中から受入先を選定。
- 受入先は、受入先確保のマッチングフローに基づき、長崎県が県内の医療機関と調整して確保。

< UPZ内 >



重篤患者

中・軽症患者

精神科患者

< UPZ外 >

災害拠点病院から受入可能病院を選定

ひがしそのぎくん
東彼杵郡内の医療機関 他4市1郡
(松浦市の住民を対象)

させほし ひらどし
佐世保市・平戸市内の医療機関
(佐世保市・平戸市の住民を対象)

いきし
壱岐市内の医療機関 他4市2郡
(壱岐市の住民を対象)

させほし ささちよう ひがしそのぎくん おおむらし いさはやし
佐世保市・佐々町、東彼杵郡、大村市、諫早市、
さいかいし にしそのぎくん
西海市、長崎市、西彼杵郡の医療機関

UPZ内	施設区分	施設数	入所定員
	医療機関 (病院・有床診療所)	21か所	1,613人

UPZ外	受入候補施設数	受入可能人数
	283か所	2,002人

受入先確保のマッチングフロー

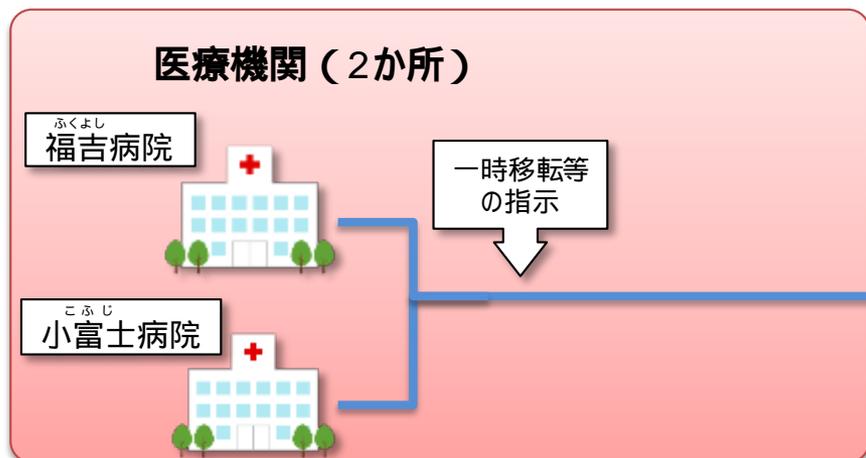
一時移転等の指示が見込まれる段階で、救急医療情報システム等を活用し、避難先を調整し、避難先の情報を避難元に連絡。(避難元から県に対し、必要に応じ、車両等の手配を依頼し、県は、関係機関に依頼。)

県は、救急医療情報システム等を活用し、避難先へ受け入れの準備を依頼。

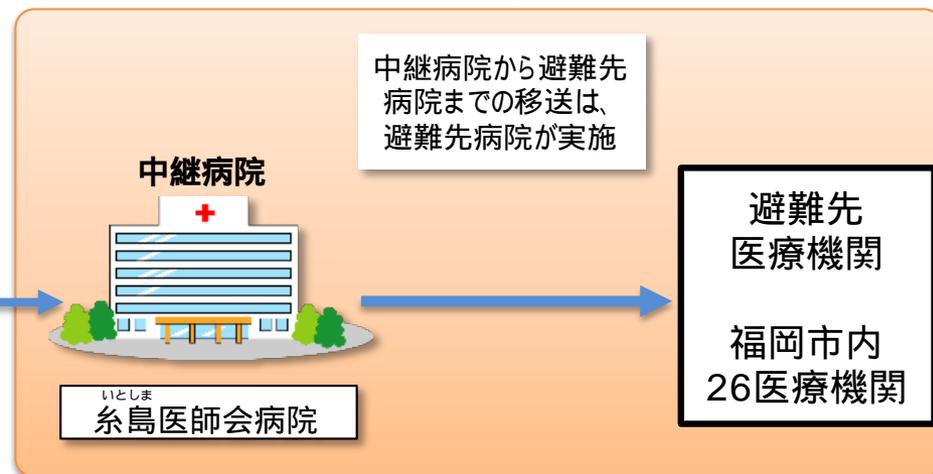
一時移転等の実施

- 福岡県では、UPZ内にある全ての医療機関(2施設119人)において、個別の避難計画を作成し、避難先を確保済み。
- 一時移転等の防護措置が必要になった場合、医療機関の避難計画に基づき、中継病院を経由して避難先医療機関へ移送。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定した避難先医療機関が使用できない場合等には、福岡県が受入れ先を調整。

<UPZ内>



<UPZ外>



UPZ内	施設区分	施設数	入所定員
	医療機関 (病院)	2か所	119人

UPZ外	受入候補施設数	受入可能人数
	26か所	121人

受入先確保のマッチングフロー

県は、国から一時移転の指示があった場合には、糸島市、糸島医師会及び福岡市医師会に直ちに連絡。

県から連絡を受けた糸島市は、国からの指示に基づき、避難元病院に対して一時移転を指示。

県から連絡を受けた福岡市医師会は、避難患者の受入れ準備等について、避難先病院へ連絡。

福岡市医師会から連絡を受けた避難先病院は、避難患者の受入れ可能数等を避難元病院及び県災害対策本部へ連絡。

県から避難開始の連絡を受けた避難元病院は、患者受入れが可能な避難先病院に連絡し、移送に必要な車両や中継病院での患者引渡時間等を調整。

一時移転等の実施

- 佐賀県では、UPZ内にある全ての社会福祉施設等(217施設5,541人)については、施設ごとの避難計画を作成しており、施設ごとにあらかじめ避難先施設を確保済み。
- 何らかの事情で、あらかじめ確保している避難先施設が使用できない場合には、佐賀県が受け入れ先を調整。

<UPZ内>

施設区分	施設数	入所定員
介護保険施設等	167	4,464人
障害福祉サービス事業所等	48	1,008人
児童養護施設	2	69人
合計	217	5,541人

施設ごとの
避難先を確保

<UPZ外(県内17市町)>

受入施設数	受入可能人数
228	4,519人
61	1,008人
2	69人
291	5,596人

長崎県のUPZ内の社会福祉施設等の避難先

- 長崎県では、UPZ内にある全ての社会福祉施設等(66施設1,674人)については、施設ごとの避難計画を作成しており、施設ごとにあらかじめ避難先施設を確保済み。
- 何らかの事情で、あらかじめ確保している避難先施設が使用できない場合には、長崎県が受け入れ先を調整。

<UPZ内>

<UPZ外(県内8市町)>

施設区分	施設数	入所定員等
介護保険施設等	49	1,445人
障害福祉サービス事業所等	17	229人 ¹
児童養護施設	該当なし	該当なし
合計	66	1,674人

施設ごとの
避難先を確保

受入施設数	受入可能人数
61	1,445人
13	229人
-	-
74	1,674人

1 障害福祉サービス事業所の入所定員433名のうち、204名は施設敷地緊急事態で家族へ引渡し。残りの引渡しができない入居者229人はあらかじめ確保している避難先施設に避難。

- 福岡県では、UPZ内にある全ての社会福祉施設等(6施設387人)については、施設ごとの避難計画を作成し、施設ごとにあらかじめ避難先施設を確保済み。
- 何らかの事情で、あらかじめ確保している避難先施設が使用できない場合には、福岡県が受け入れ先を調整。

< UPZ内 >

施設区分	施設数	入所定員
介護保険施設等	5	327人
障害福祉サービス事業所等	1	60人
児童養護施設	該当なし	該当なし
合 計	6	387人

施設ごとの
避難先を確保

< UPZ外(県内10市町) >

受入施設数	受入可能人数
15	375人
12	84人
-	-
27	459人

- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、広報車、CATV、ホームページ、緊急速報メールサービス、TV、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 連絡が通じない場合は、関係市町職員や消防団員等が、屋内退避・一時移転等の協力を実施。
- 一時移転等が必要となった在宅の避難行動要支援者は、支援者の車両や、県などが確保するバス、福祉車両等(九州電力が配備する福祉車両を含む)で、関係市町が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は福祉避難所等へ移動する。

関係市町災害対策本部

防災行政無線・広報車・CATV・ホームページ
・緊急速報メールサービス・TV・ラジオ等による情報提供

連絡等

同居者・支援者

屋内退避

協力

在宅避難行動
要支援者

一時移転等

避難先

移動

関係市町職員
・消防団員等

福祉避難所

佐賀県116施設
長崎県317施設
福岡県107施設

UPZ 内の在宅の避難行動要支援者数（暫定値）

		UPZ内
佐賀県	玄海町	106人(106人)
	唐津市	6,945人(4,329人)
	伊万里市	2,940人(1,469人)
小計		9,991人(5,904人)
長崎県	松浦市	910人(910人)
	佐世保市	909人(909人)
	平戸市	136人(136人)
	壱岐市	1,798人(1,798人)
小計		3,753人(3,753人)
福岡県	糸島市	2,070人(2,070人)
合計		15,814人(11,727人)

- 1 ()内は支援者有り
- 2 数字は现阶段で地方公共団体が把握している暫定値
- 3 支援者がいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者が確保できない場合においても、緊急時に消防団や自主防災組織等の避難支援等関係者と情報を共有し、避難支援等関係者による屋内退避・一時移転等の支援ができる体制を整備中。

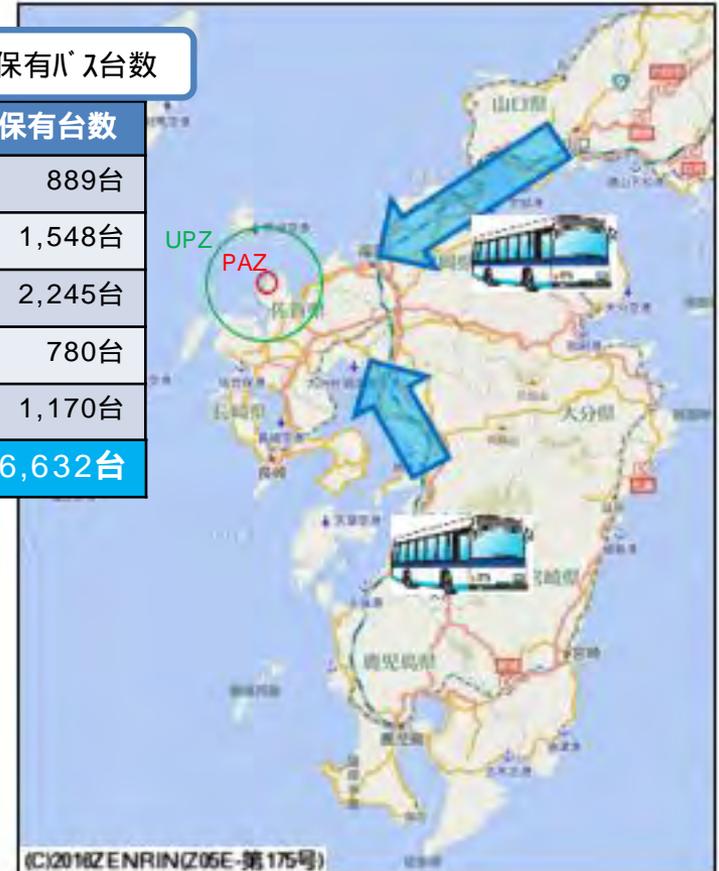
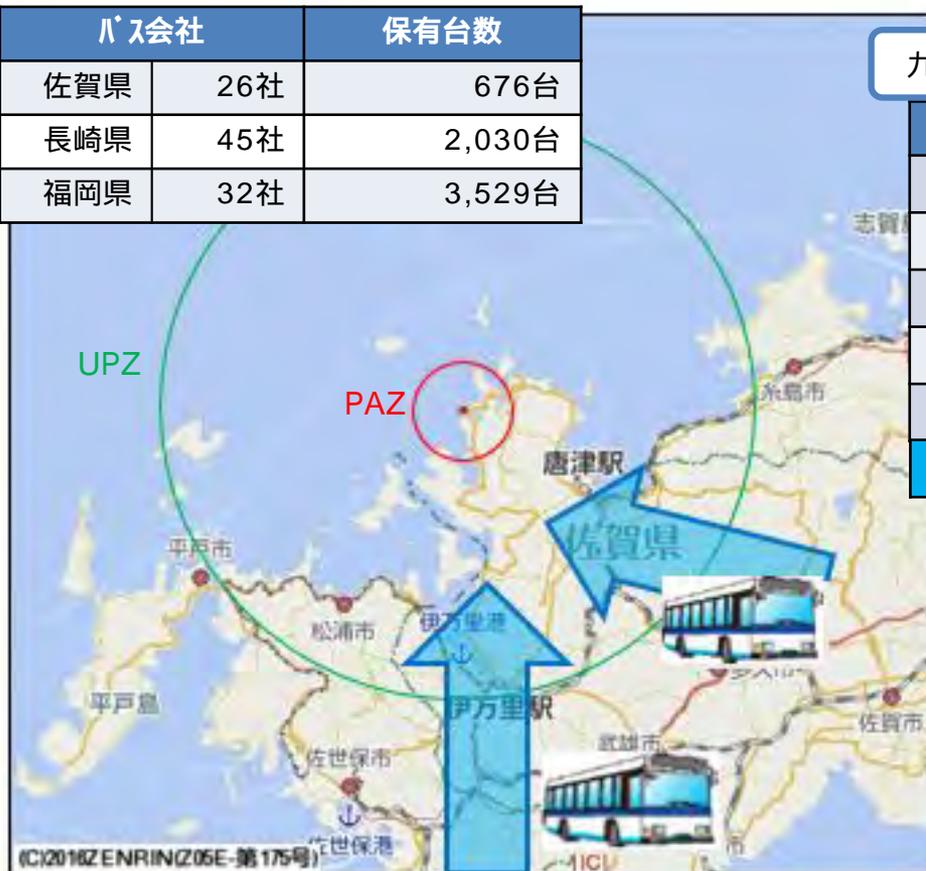
UPZ内の一時的移転に必要な輸送能力の確保

- UPZ内での一時移転は、緊急時モニタリングの結果に基づき、対象地域を特定し、1週間程度内に実施。この際、必要となる輸送能力の確保については、佐賀県、長崎県、福岡県が、県内のバス会社等から必要となる輸送手段を調達。
- 佐賀県、長崎県、福岡県内の輸送手段では不足する場合、他県との応援協定に基づき、隣接県等から輸送手段を調達。
- 佐賀県、長崎県、福岡県が確保した輸送手段で対応できない場合、原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請することにより必要な輸送能力を確保。

バス会社		保有台数
佐賀県	26社	676台
長崎県	45社	2,030台
福岡県	32社	3,529台

九州・山口各県保有バス台数

県名	保有台数
大分県	889台
熊本県	1,548台
鹿児島県	2,245台
宮崎県	780台
山口県	1,170台
計	6,632台



不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）に支援を要請

佐賀県玄海町におけるUPZ内から避難先までの主な経路

○ 地域毎に予め避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



基本経路
 < 国道204号 > または
 < 県道292号 県道340号 >
 県道50号 県道52号 国道203号

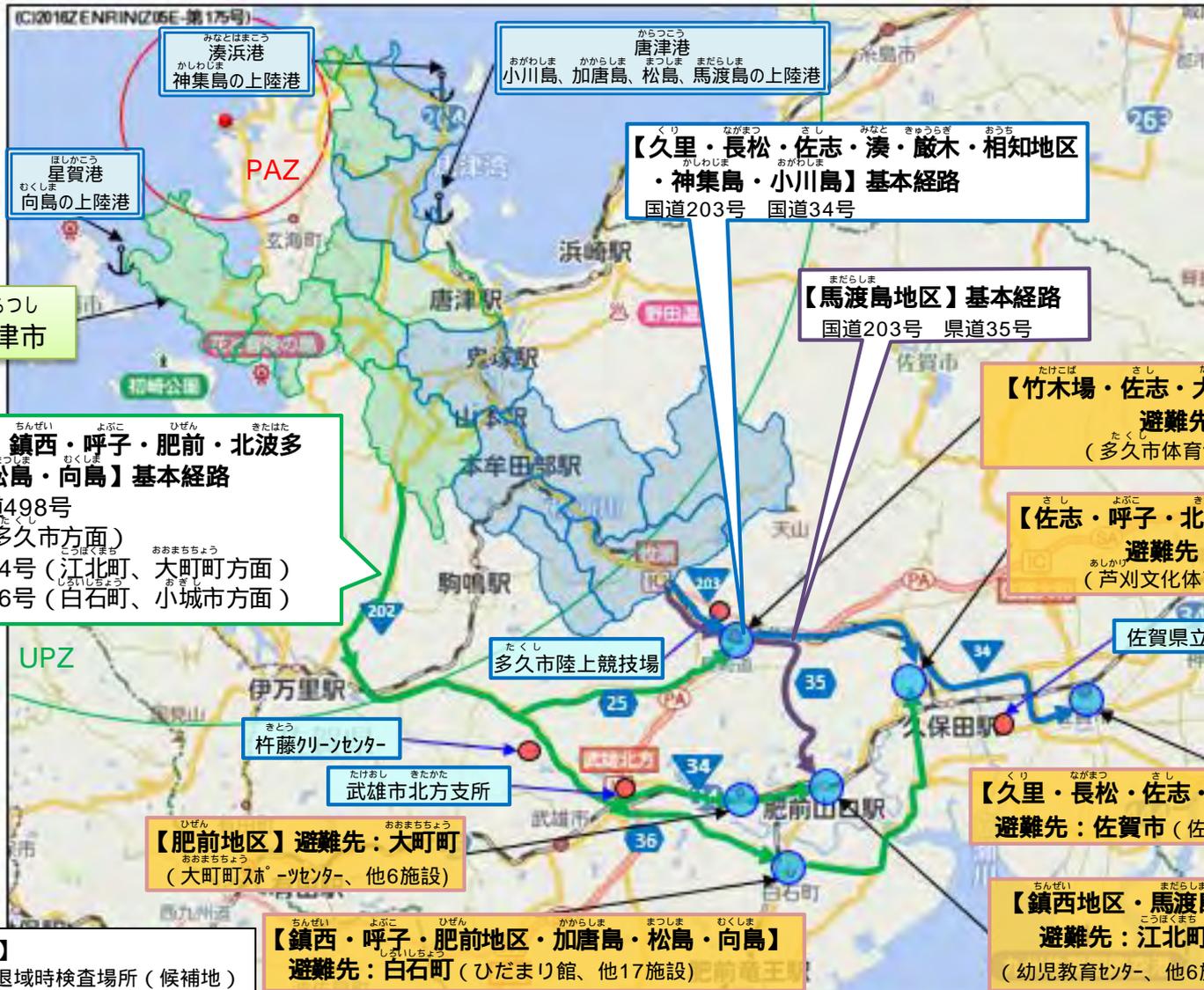
代替経路 (例)
 国道202号 国道498号 県道25号

【凡例】
 ●: 避難退域時検査場所 (候補地)
 ●: 避難先市町所在地

避難先: 小城市
 (小城市生涯学習センター、他10施設)

佐賀県唐津市におけるUPZ内から避難先までの主な経路

○ 地域毎に予め避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



神集島・小川島・加唐島・松島・馬渡島・向島は基本経路を記載。詳細は p81~86を参照。

佐賀県唐津市におけるUPZ内から避難先までの主な経路

- 地域毎に予め避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。
- 唐津市の浜玉地区の浜崎小学校校区、鏡・半田・宇木地区の鏡山小学校校区、東唐津地区の東唐津小学校校区（以下、福岡県経由避難地区という）の住民は、西九州自動車道を利用し福岡県を經由して、佐賀県東部地区に避難を実施。

() 道路交通情報や現地確認情報から大きな渋滞が現に発生している場合や発生することが容易に想定される場合は、佐賀県内の主要幹線道路(国道323号、国道203号等)の避難を採用する。また佐賀県災害対策本部は住民に対して福岡県経由の避難をしないように緊急速報メールを利用して呼びかけ、主要な交差点やICにおいて佐賀県の主要幹線道路への誘導を行う。



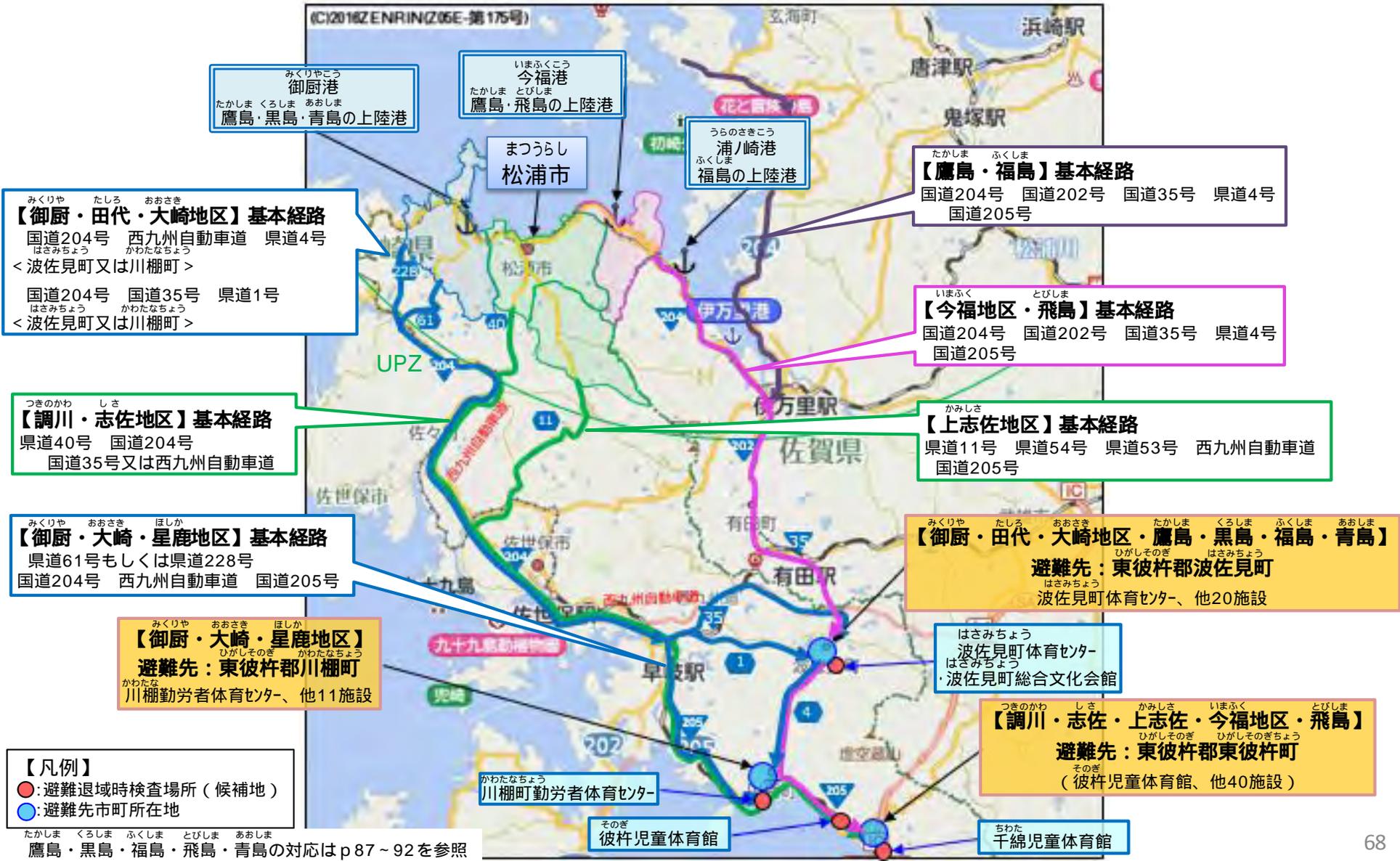
佐賀県伊万里市におけるUPZ内から避難先までの主な経路

○ 地域毎に予め避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



長崎県松浦市におけるUPZ内から避難先までの主な経路

○ 地域毎に予め避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



○ 地域毎に予め避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



えむかえちょう
【江迎町】基本経路
県道227号 西九州自動車道 国道35号
国道204号 西九州自動車道 国道35号

よしいちょう
【吉井町】基本経路
県道40号 県道11号 国道204号 国道35号

させぼし
佐世保市

せちばるちょう
【世知原町】基本経路
県道54号 県道53号 国道35号線
県道151号 国道204号線 国道35号線

させぼし
避難先：佐世保市南部
(三川内地区公民館、他35施設)

【凡例】
●: 避難退域時検査場所（候補地）
●: 避難先市町所在地

みかわち
三川内地区公民館

九十九島動物園

○ 地域毎に予め避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



長崎県壱岐市におけるUPZ内から避難先までの主な経路

○ 地域毎に予め避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



壱岐島・三島地区（大島・長島・原島）の対応はp 96を参照。

福岡県糸島市におけるUPZ内から避難先までの主な経路

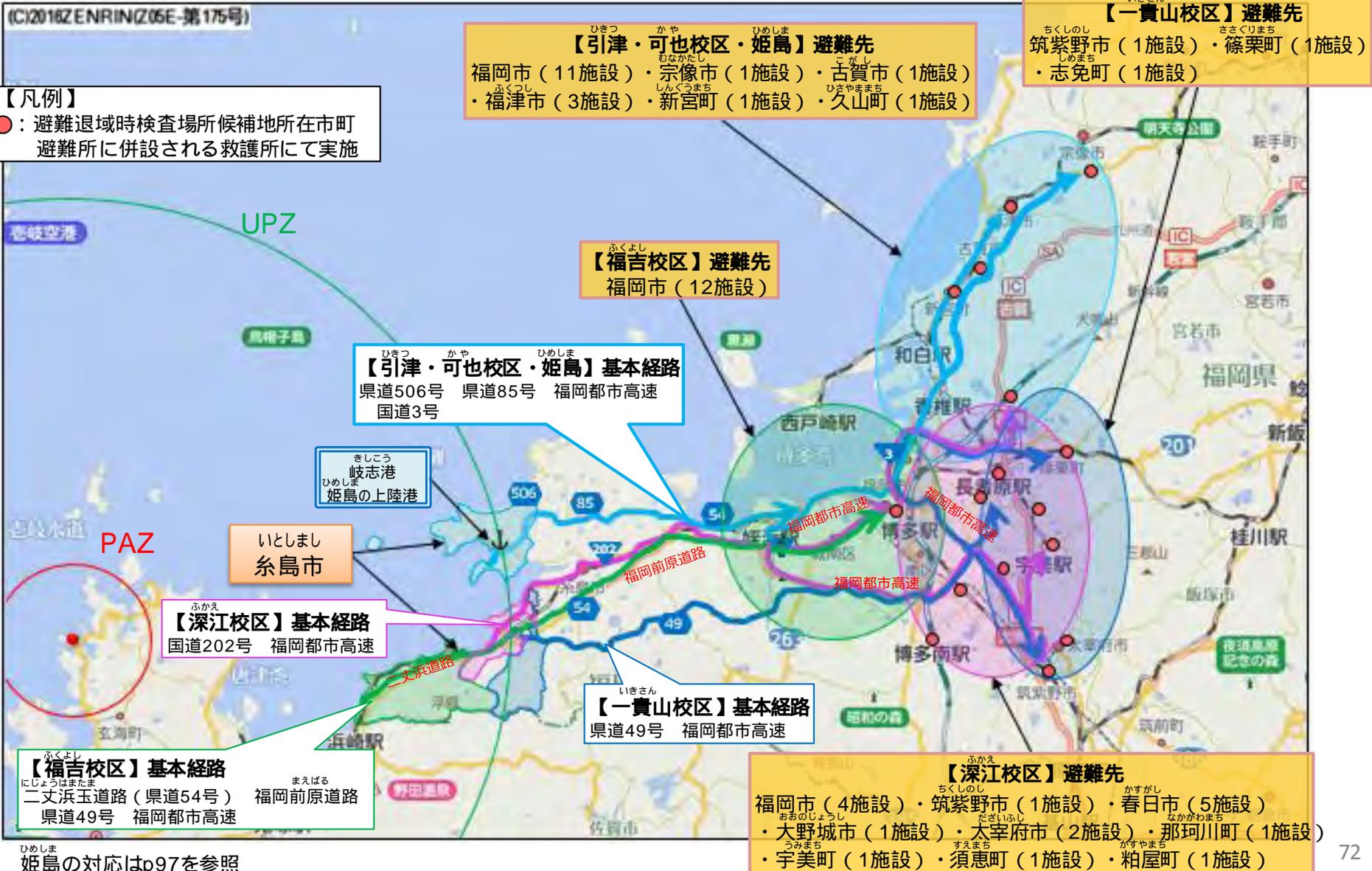
いとしまし

○ 予め避難経路を複数設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。

(C)2016ZENRIN(2015E-第175号)

【凡例】

●：避難退域時検査場所候補地所在市町
避難所に併設される救護所にて実施



ひめしま
姫島の対応はp97を参照

他の地方公共団体からの応援計画

○ 原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合、国からの支援のほか、佐賀県、長崎県、福岡県に対する関係地方公共団体からの支援策として、5つの応援協定を締結。

㉑九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定

(佐賀県:平成23年3月7日、長崎県:平成23年3月3日
福岡県:平成23年4月26日)

【対象】
国土交通省九州地方整備局、
佐賀県土木部
長崎県土木部
福岡県土木整備部

【応援内容】
施設の被害状況の把握
情報連絡網の構築
現地情報連絡員(リゾ)の派遣
災害応急措置
その他必要と認められる事項

㉒九州・山口9県災害時応援協定 (平成23年10月31日)

【対象】
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、
宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県

【応援内容】
職員の派遣
食料、飲料水及び生活必需品の提供
避難施設及び住宅の提供
緊急輸送路及び輸送手段の確保
医療支援
その他応援のため必要な事項

㉓関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定(平成23年10月31日)

【対象】
関西広域連合(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市)、九州地方知事会(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県)

【応援内容】
職員の派遣
食料、飲料水及び生活必需品の提供
資機材の提供
避難者及び傷病者の受入れ
船舶等の輸送手段の確保
医療支援
その他被災府県が要請した措置

㉔全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定(平成24年5月18日)

【応援内容】
人的支援及び斡旋
・救助及び応急復旧等に必要な要員
・避難所の運営支援に必要な要員
・支援物資の管理等に必要な要員
・行政機能の補完に必要な要員
・応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアの斡旋
物的支援及び斡旋
・食料、飲料水及びその他生活必需物資
・救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
・救援及び救助活動に必要な車両、船艇等施設又は業務の提供及び斡旋
・ヘリコプターによる情報収集等
・傷病者の受入れのための医療機関
・被災者を一時収容するための施設
・火葬場、ゴミ・し尿処理業務
・仮設住宅用地
・輸送路の確保及び物資拠点施設など物資調達及び輸送調整に関する支援
前各号に定めるもののほか、特に要請のあったもの

㉕原子力災害時の相互応援に関する協定 (平成13年1月31日)

【対象】
北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県

【応援内容】
原子力防災資機材の提供
・緊急時モビリティ資機材
・原子力防災活動資機材
・緊急時医療資機材
職員の派遣
・緊急時モビリティ関係職員
・緊急時医療関係職員
・その他災害対策関係職員

